

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る 許可申請の手引

令和 7 年 5 月

川口市

都市計画部開発審査課

目 次

第1章 手引き

1 概要

- 1-1 目的及び趣旨 1
- 1-2 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（案） 4
- 1-3 許可を要する工事 5
- 1-4 許可を要しない工事 7

2 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請

- 2-1 許可申請手続の流れ 10
- 2-2 住民周知 13
- 2-3 標準処理期間 14
- 2-4 設計者の資格 15
- 2-5 許可申請に必要な書類 16
- 2-6 許可申請手数料 24
- 2-7 標識の掲示 25
- 2-8 変更許可及び変更届 26

3 定期報告及び検査等

- 3-1 定期報告 27
- 3-2 中間検査 28
- 3-3 完了検査等 28

4 その他の手続

- 4-1 規制区域指定の際の工事の届出 29
- 4-2 適合証明書の交付 30

5 手続一覧 32

6 その他の留意事項 33

第2章 技術基準

1 盛土

- 1-1 原地盤及び周辺地盤の把握 34
- 1-2 盛土の構造 35
- 1-3 排水施設等 36
- 1-4 盛土のり面の検討 39
- 1-5 盛土全体の安定性の検討 41
- 1-6 溪流等における盛土の検討 43

2 切土

- 2-1 切土の構造 45
- 2-2 切土のり面の安定性の検討 46

3	のり面保護工及びその他の地表面の措置	
3-1	のり面保護工の要否と選定	48
3-2	のり面保護工の設計	49
3-3	のり面排水工の設計	50
4	擁壁	
4-1	擁壁の設置が必要な崖面	52
4-2	鉄筋コンクリート造等擁壁の設計	54
4-3	練積み造擁壁の設計	58
4-4	その他	61
5	崖面崩壊防止施設	62
6	排水対策	64
7	土石の堆積	
7-1	土石の堆積の許可期間	66
7-2	土石の堆積の設計	67
第3章 その他審査基準		
1	工事主の資力・信用等	
1-1	工事主が工事を行うために必要な資力・信用	70
1-2	工事施行者が工事を完成するために必要な能力	72
2	設計者の資格	73
3	土地所有者等の同意	76
第4章 資料		
1	川口市都市計画法等関係事務手数料条例	77
2	川口市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	85
3	様式一覧	
3-1	省令様式	89
3-2	細則様式	110
3-3	参考様式	129
4	窓口等	139

第 1 章 手引き

1 概要

1-1 目的及び趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法は、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を契機として、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。

この法律に基づき指定された、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う場合は、あらかじめ許可を受ける必要があります。

本手引きに記載の法令等名及び用語の定義は、下表のとおりです。

表 1-1 法令等名

略称	法令等名
法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
細則	川口市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 7 年規則第〇号）

表 1-2 用語の定義

用語	定義
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（擁壁等で法面を保護する場合も含む。）。ただし、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの。
崖面	崖の地表面
宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地
農地	農地、採草放牧地及び森林
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物 土砂: 次の①から⑤までのいずれかに該当するもの ①地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。） ②地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破砕すること等により土と同等の性状にしたもの ③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物を土と同等の性状にしたもの

		岩石:石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの
宅地造成		宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で許可を要する規模のもの
特定盛土等		宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもので、許可を要する規模のもの。
土石の堆積		一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石の一時的に堆積で許可を要する規模のもの
宅地造成等		宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
擁壁等		擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
宅地造成等工事規制区域(宅造区域)		市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域(特盛区域)		市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア ※本市において、特盛区域に指定されるエリアはありません。
盛土タイプ	平地盛土	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
	腹付け盛土	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
	谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土
溪流等		溪床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形（山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの） 0 次谷:常時流水のない谷型の地形で、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形
溪流等の範囲		溪流等の底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲
崖面崩壊防止施設		擁壁以外の崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設
工事主		宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施行者		宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事主の役員等		・工事主の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等

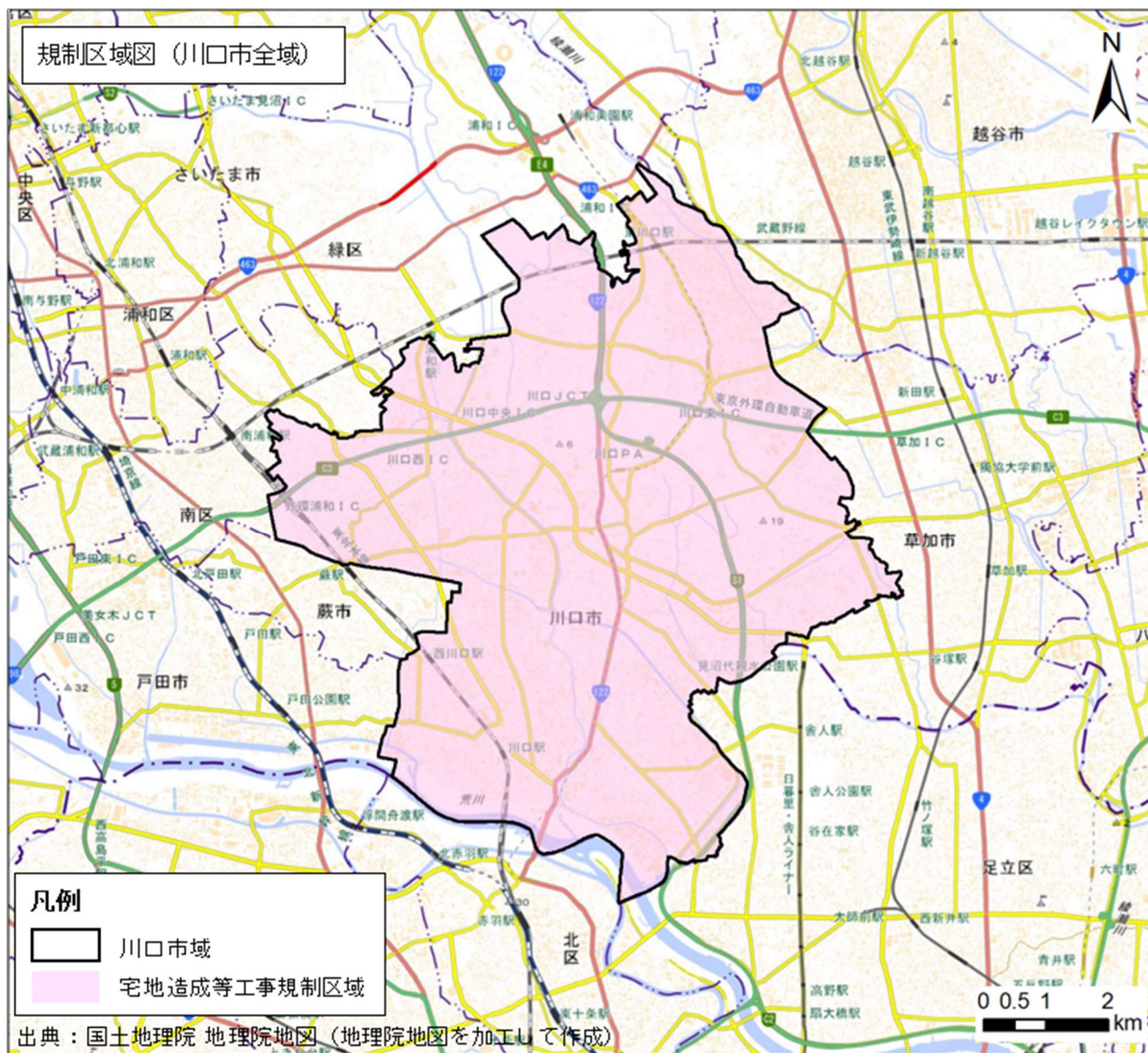
	以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）
--	--

1-2 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

川口市の「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」は図2のとおりです。詳細はホームページをご確認ください。

なお、川口市では全域が「宅地造成等工事規制区域」となります。

図2 規制区域図



川口市ホームページ

URL：<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01130/050/moridokiseihou/45316.html>

QRコード：



1-3 許可を要する工事

規制区域内において行う一定規模以上の宅地造成、特定盛土等（表3-1）又は土石の堆積に関する工事（表3-2）については、許可を受ける必要があります。

また、許可対象規模未満の盛土等を繰り返し行い、許可制度から逃れようとする場合が想定されます。こうした盛土等は許可対象規模に相当する盛土等となり、災害が発生するおそれがあることから、盛土等の一体性が認められるか判断し、適切に対処します。

盛土等が一体であるかの判断は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。

なお、当初許可対象規模未満の工事でも、許可対象規模に変更する場合は改めて盛土規制法の許可が必要です（開発許可の変更許可により、許可対象規模に変更する場合も盛土規制法の許可が必要です）。

表3-1 宅地造成、特定盛土等

要件	①盛土で高さが1m超の崖*を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)
イメージ図			

要件	④盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)	⑤盛土または切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)
イメージ図		

※ 盛土又は切土の最下端から最上端までの垂直高さ

表 3 - 2 土石の堆積に関する工事

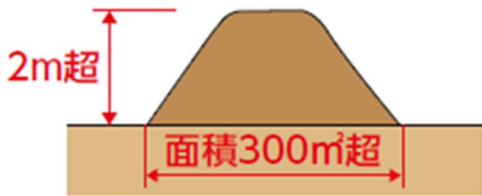
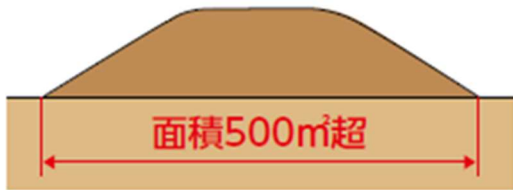
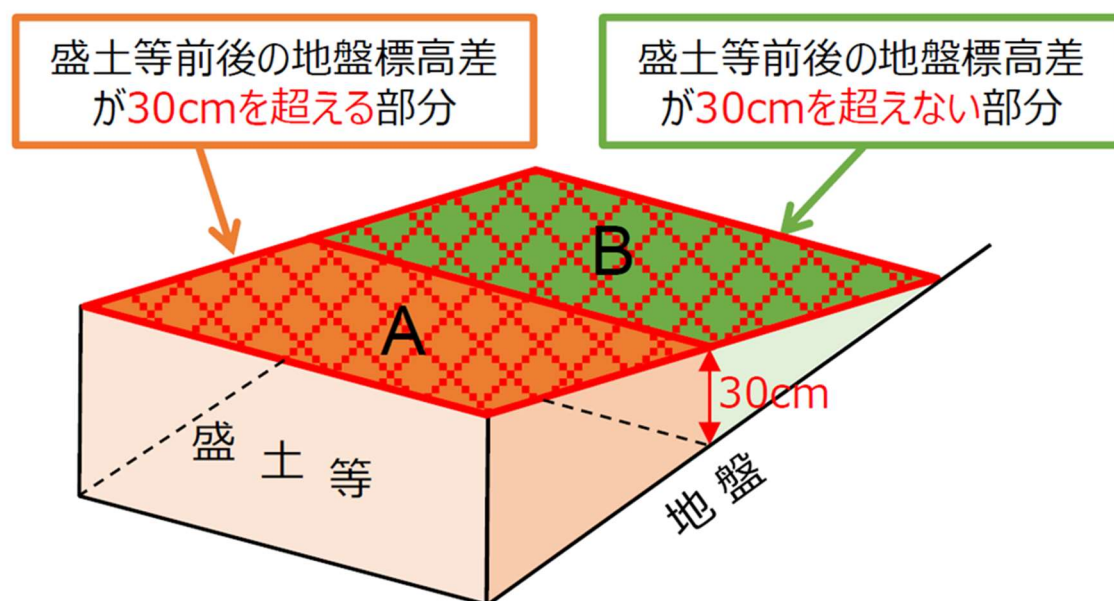
要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ 面積が300㎡超となるもの
イメージ図	 A cross-sectional diagram of a pile of earth. A vertical red double-headed arrow on the left indicates a height of '2m超' (more than 2m). A horizontal red double-headed arrow at the base indicates an area of '面積300㎡超' (more than 300㎡).
要件	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図	 A cross-sectional diagram of a pile of earth. A horizontal red double-headed arrow at the base indicates an area of '面積500㎡超' (more than 500㎡).

図 3 ⑤、⑦における面積の算定方法



- 盛土等前後の地盤標高差が30cmを超える部分がある場合に、30cmを超えない部分を含めた全体を許可等の対象と考える。

1-4 許可を要しない工事

以下の表4に掲げる工事については、法第12条第1項に基づく許可は不要です。ただし、工事完了後に災害が発生するおそれのある危険な状態になっている場合は、法第23条の規定による改善命令を受ける可能性があるため、各種法令等に適合した適切な工事を行ってください。

表4 許可を要しない工事

区分	具体的な内容
公共施設用地 ※1 （法第2条第1項第1号） （政令第2条） （省令第1条）	・道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 （法第12条第1項） （政令第5条第1項） （省令第8条第1項）	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積※2であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場※3又はその付近※4に堆積するもの
みなし許可となる工事 （法第15条）	・国又は都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・開発許可（都市計画法第29条第1項、第2項の許可）を受けて行われる工事
届出が必要と	・規制区域の指定の際、既に行われている工事

なる工事 (法第21条)	・高さ2メートル超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合 (許可を受けたものを除く) ・公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合 (許可を受けたものを除く)
その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為※5 (通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、前後の土地の標高差が30センチメートルを超えない表土の補充) ・開発等を行う区域内に存在する自然崖や、当該自然崖を保護するための擁壁等 ・自然災害により被災した宅地や農地等の土地を原状回復する行為 ・建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削および埋戻し ・地中埋設物(建築物の基礎等)の撤去のための床堀及び埋戻し ・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積(ただし、主たる商品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等の敷地内の土石の堆積は許可必要) ※土石に該当しない商品又は製品の例:生コンクリート、コンクリート二次製品 ・建築物等の工作物の解体工事により崖面が生じる工事(ただし、既存の切土に該当するため改善命令や勧告対象となる)

※1 公共施設用地を宅地に変更する場合は、許可が必要です。

※2 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

※3 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。

なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施行計画書その他の書類で工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)については、工事の現場として取り扱います(図4-1、図4-2)。

※4 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します(図4-3)。

※5 詳しくは、当市農業委員会で確認してください。

図 4 - 1 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（その 1）

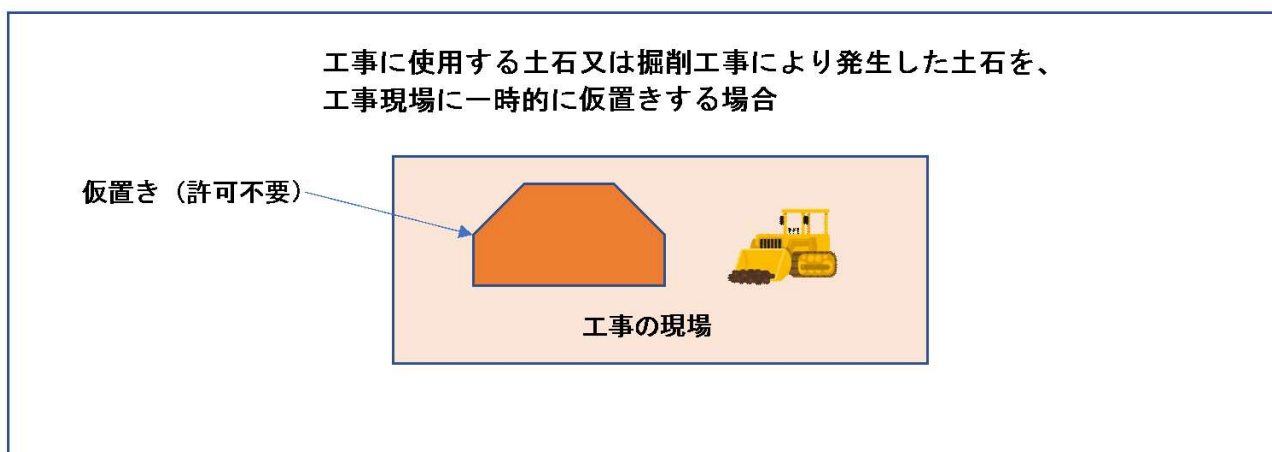


図 4 - 2 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（その 2）

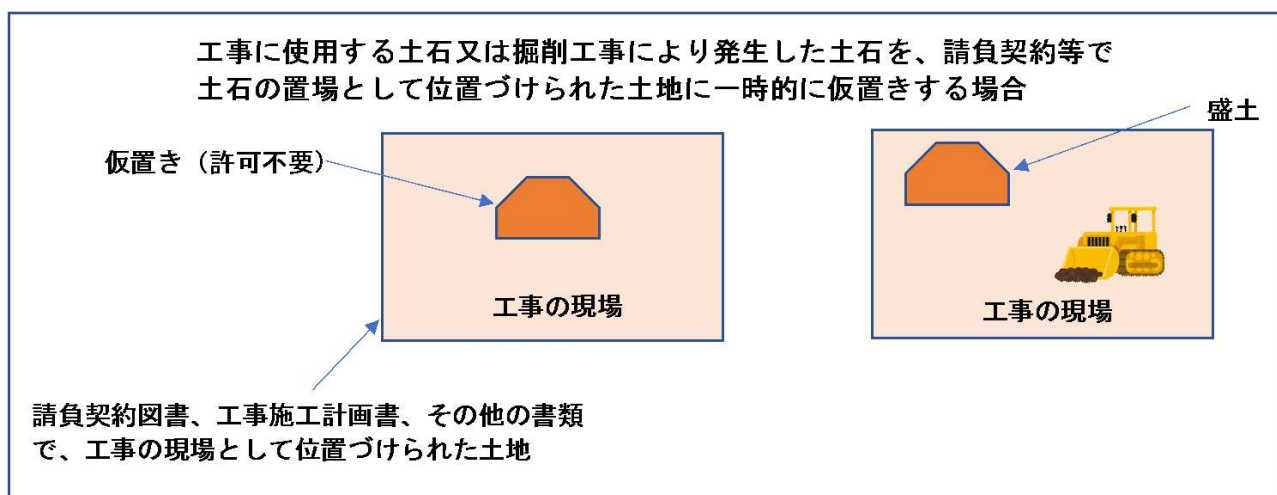
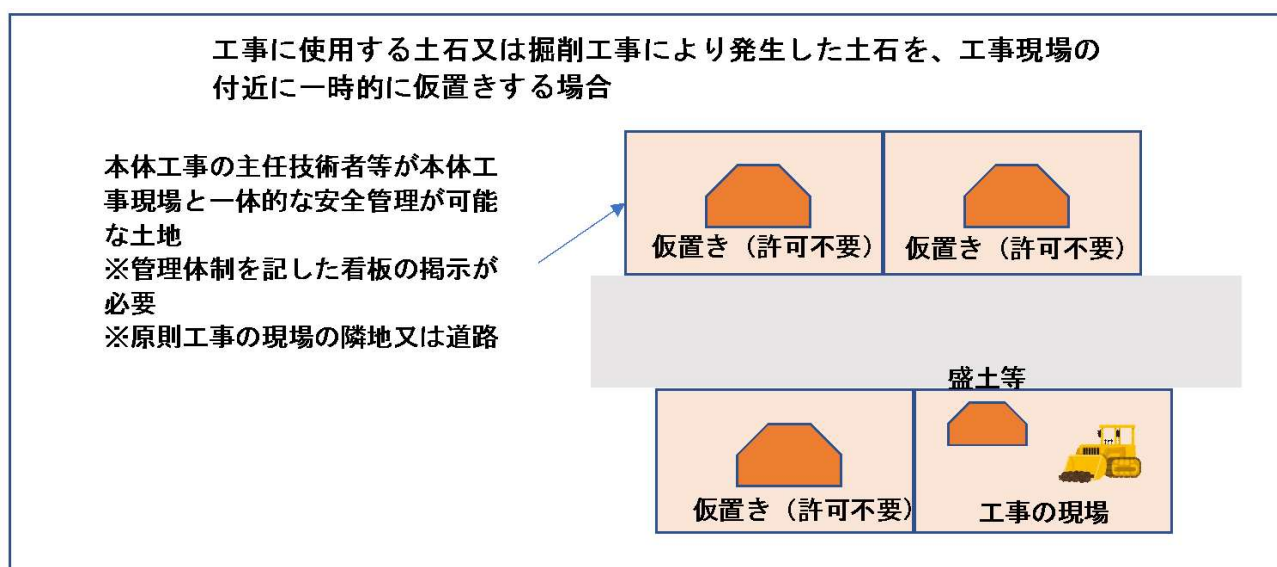


図 4 - 3 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（その 3）



2 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請

2-1 許可申請手続の流れ

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の手続の流れを図5-1に、土石の堆積に関する工事の手続の流れを図5-2に、開発許可によりみなし許可となる場合の手続の流れを図5-3に示します。

図5-1 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の手続の流れ

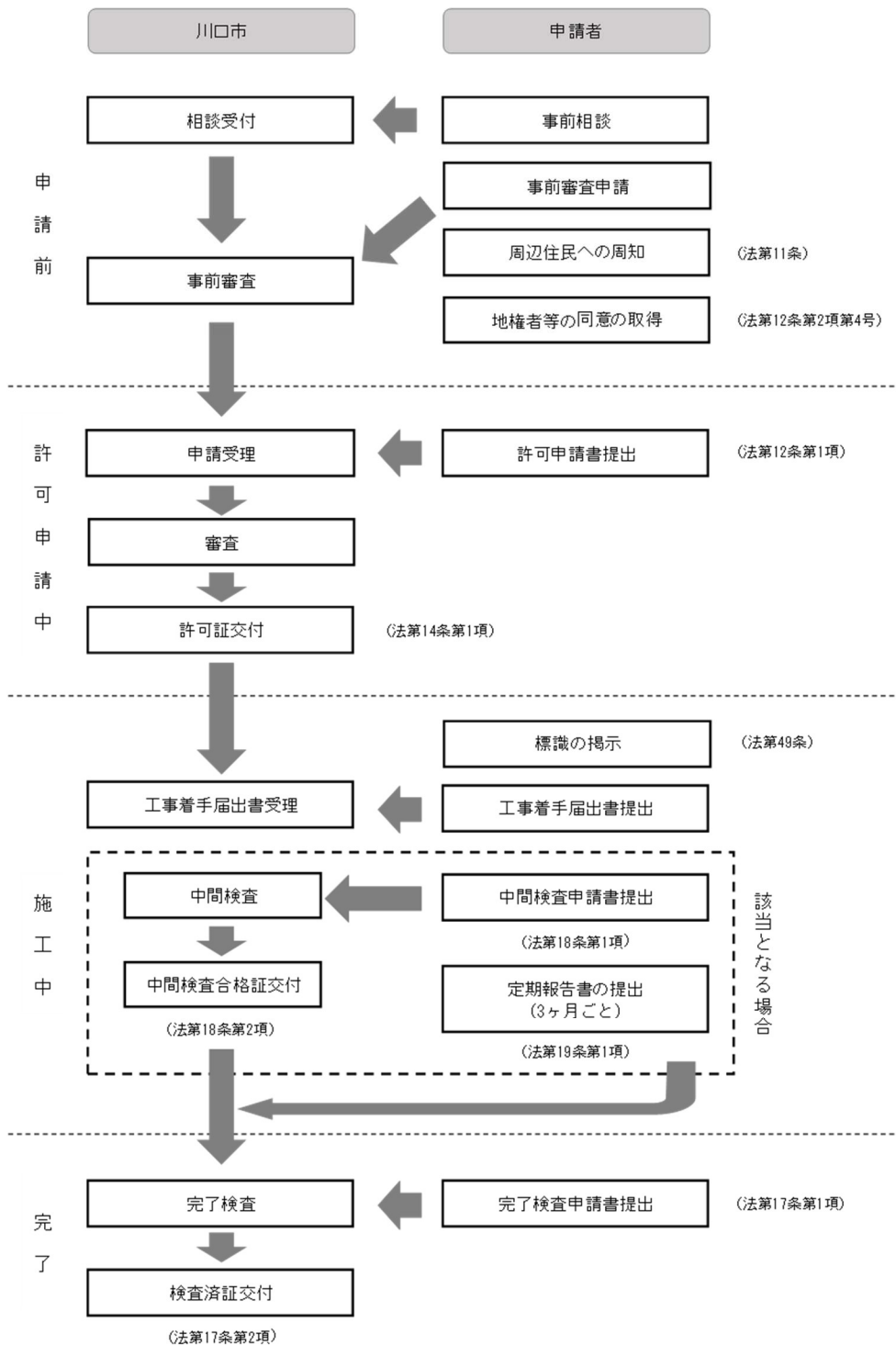


図 5 - 2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

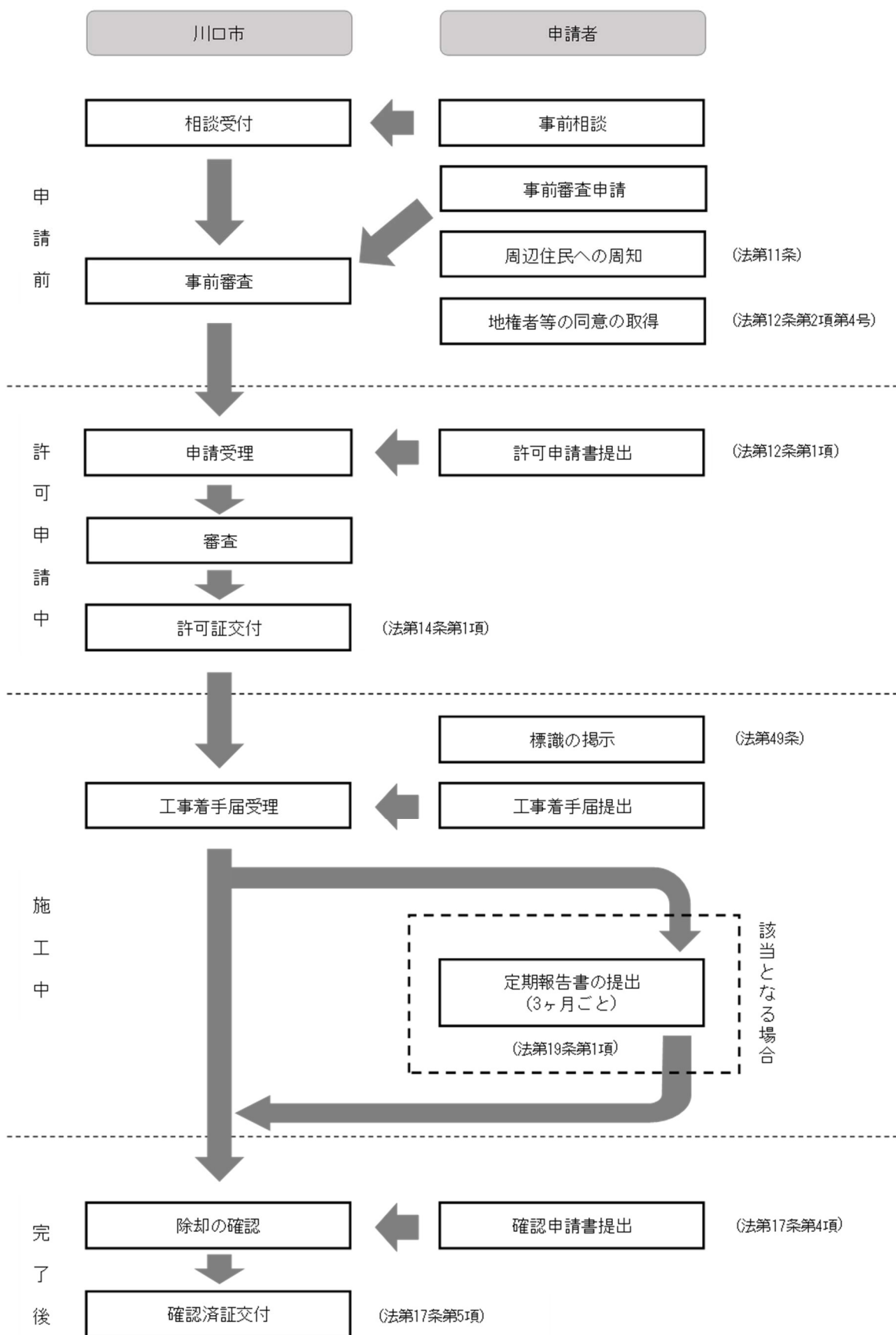
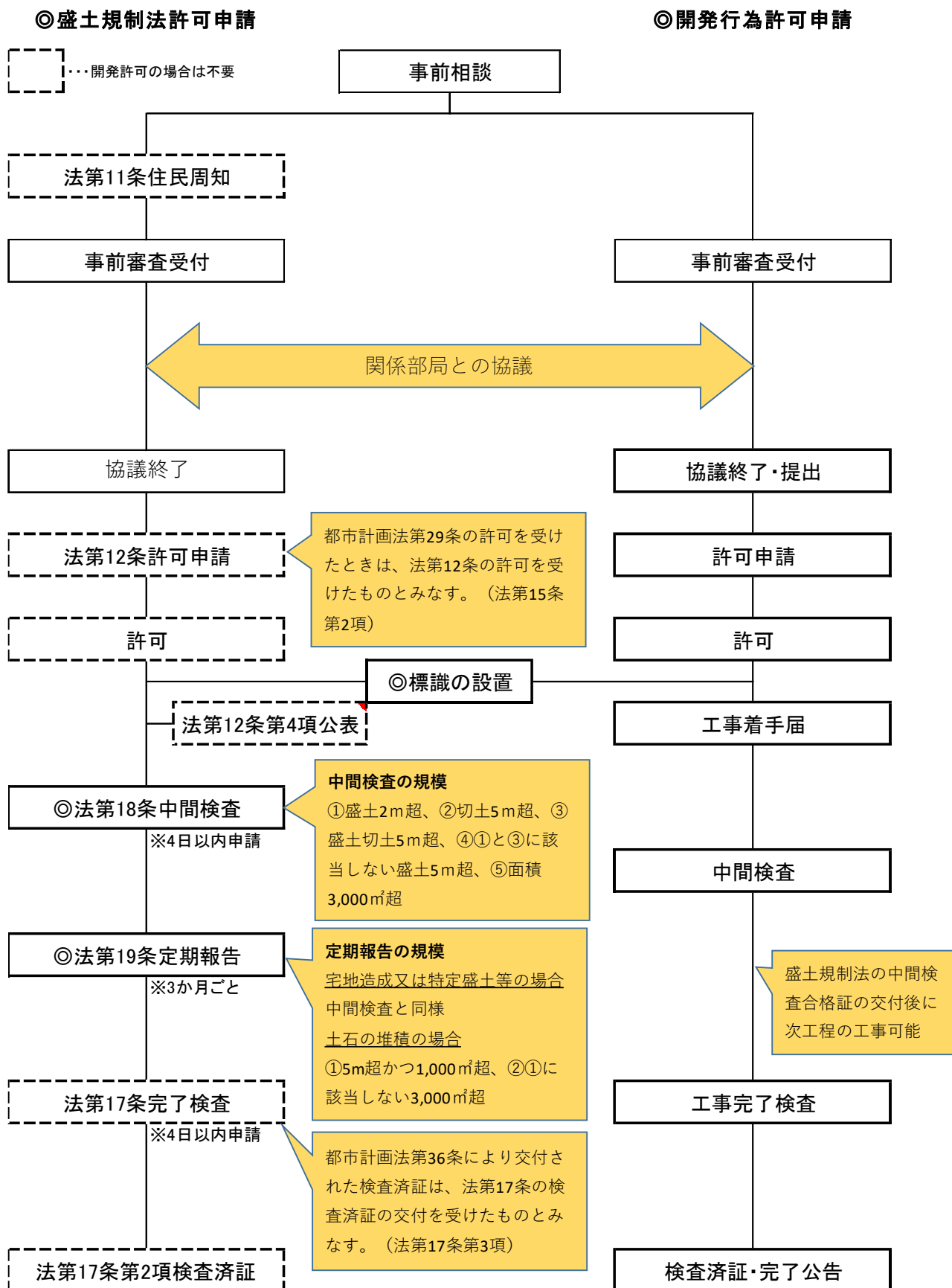


図 5 - 3 開発許可によりみなし許可となる場合の手続の流れ



2-2 住民周知

宅地造成等で許可が必要な工事を行う場合は、あらかじめ、住民等（居住者、建物所有者、建物占有者、事業区域及び住民周知の範囲に属する自治区の代表者）への周知を行う必要があります（法第11条）。

（1）周知範囲等は表5-1をご確認ください。

表5-1 住民周知の範囲

盛土の区分	住民への周知を行う範囲
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） 《参考図》 法尻からの水平距離 $L \leq 2h$ 盛土高 h 地盤勾配1/10未満 保全対象との離隔 L $L \leq 2H$ H 切土高
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） 《参考図》 のり肩から下方の水平距離 I $I \leq 5h$ のり肩までの高さ h
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図） 《参考図》 溪床勾配2度以上の範囲

(2) 住民等への周知は以下のいずれかの方法によってください。

- ①説明会の開催
- ②工事内容記載書面の周辺住民等への配布
- ③工事内容の掲示及びインターネットによる周知

なお、溪流等又はこれに類する土地で、高さが 15 メートルを超える盛土をする場合は、必ず説明会を開催する必要があります。

(3) 周知する工事の具体的内容は表 5－2 のとおりです。

表 5－2 周知する工事の具体的内容

区分	項目
宅地造成又は特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量

2－3 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が川口市に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間です。

表 5－3 標準処理期間

許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間（日）
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項	30
土石の堆積に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項	14
※標準処理期間は、書類の不備の訂正等に要する期間は含みません。 ※標準処理期間の日数は、川口市の休日を定める条例による市の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める休日、12 月 29 日から 1 月 3 日）は含みません。 ※標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。		

2-4 設計者の資格

(1) 宅地造成等に関する工事が、次のいずれかに該当している場合は、宅地造成等に関する工事の設計者が資格を有していることが必要です。

ア 高さが5メートルを超える擁壁を設置する場合

イ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地において排水施設を設置する場合

(2) (1) の設計者の資格について、表5-4のいずれかに該当している必要があります。

表5-4 設計者の資格

法令		資格	備考
政令第22条	1号	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大7年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。	
	2号	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。	
	3号	前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。	
	4号	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。	
省令第35条	1号	土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者	講習の修了証等の添付が必要
	2号	前号に掲げる者のほか国土交通大臣が政令第22条1号から4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者 【国土交通大臣が認める者は以下のとおり】 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木	資格証等の添付が必要

	又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者 イ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。） ウ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を有する者 エ アからウに掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者 (令和 5 年 5 月 26 日告示第 4 号)	
--	---	--

2-5 許可申請に必要な書類

許可申請時には、表 5-5 又は表 5-6 に示す書類を 2 部（正本、副本各 1 部）を提出してください。

表 5-5 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類

書類の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
☐ 許可申請書			☐ 【省令様式第 2】
☐ 委任状			※申請手続を委任する場合のみ。
☐ 位置図	☐ 方位 ☐ 道路及び目標となる地物	☐ 1/10,000 以上	
☐ 地形図（現況図）	☐ 方位、 ☐ 土地の境界線（赤枠）、 ☐ 地盤高（現況）	☐ 1/2,500 以上	☐ 等高線は 2 メートルの標高差を示すものとする。
☐ 土地の平面図	☐ 方位、 ☐ 土地の境界線（赤枠）、	☐ 1/2,500 以上	☐ 定期報告・中間検査の要否 ☐ 断面図を作成した箇所に断面図と照合

	☐ 地盤高（現況、計画）、 ☐ 盛土又は切土をする土地の部分、 ☐ のり面勾配、 ☐ のり面保護工 ☐ 以下の位置 ☐ 崖、 ☐ 擁壁、 ☐ 崖面崩壊防止施設、 ☐ 排水施設、 ☐ 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー、 ☐ その他の土留、 ☐ 段切り		できるように記号を付すること。 ☐植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ☐擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるよう番号を付すこと。 ☐盛土部分は緑色、切土部分は茶色で着色すること（別図とすることも可）。
☐ 土地の断面図	☐ 盛土又は切土をする前後の地盤面、 ☐ のり面勾配、 ☐ 段切り、 ☐ のり高	☐ 1/2, 500以上	☐高低差の著しい箇所について作成すること。 ☐盛土部分は緑色、切土部分は茶色で着色すること。
☐ 排水施設の平面図	☐ 排水施設の位置、 ☐ 種類、 ☐ 材料、 ☐ 形状、 ☐ 内法(のり)寸法、 ☐ 勾配、 ☐ 水の流れの方向、 ☐ 吐口の位置、 ☐ 放流先の名称、 ☐ 流末保護方法	☐ 1/500以上	※排水施設の設置が必要な場合のみ ☐排水施設が必要となる事象
☐ 排水施設の構造図	☐ 全ての排水施設、 ☐ 流末保護方法 ※排水施設の設置が必要な場合のみ		
☐ 崖の断面図	☐ 崖の高さ、 ☐ 勾配、 ☐ 土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、 ☐ 盛土又は切土をする前の地盤面、 ☐ 崖面の保護の方法、 ☐ 段切り、 ☐ 排水施設、 ☐ のり面保護工	☐ 1/50以上	※擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
☐ 擁壁の断面図	☐ 擁壁の寸法及び勾配、 ☐ 擁壁の材料の種類及び寸法、 ☐ 裏込めコンクリ	☐ 1/50以上	☐大臣認定書（大臣認定擁壁の場合）

	ートの寸法、□透水層の位置及び寸法、□擁壁を設置する前後の地盤面、□基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法		
□擁壁の背面図	□擁壁の高さ、□水抜穴の位置、材料及び内径、□透水層の位置及び寸法	□1/50以上	
□崖面崩壊防止施設の断面図	□崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、□崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、□崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、□基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	□1/50以上	
□崖面崩壊防止施設の背面図	□崖面崩壊防止施設の寸法、□水抜穴の位置、□材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	□1/50以上	□水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
□構造計算書	□擁壁の概要、□構造計画、□応力算定及び断面算定		※鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合のみ
	□崖面崩壊防止施設の概要、□構造計画、□応力算定及び断面算定（「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付すること）		※崖面崩壊防止施設の場合のみ
□排水計算書	□勾配及び流速、□計算結果		※排水施設の設置が必要な場合のみ

☐ 安定計算書	☐ 土質試験その他の調査 又は試験に基づく 地盤の安定計算		※審査基準で安定計算が必要となる場合のみ ☐ ボーリング柱状図、土質試験結果（審査基準で求める場合）
☐ 土地の公図の写し	☐ 境界線赤枠明示		☐ 3か月以内のもの
☐ 設計資格に関する申告書 （・卒業証明書 ・実務経歴証明書 ・資格、免許等の写し）			☐ 【参考様式第1号】 ※以下のいずれかに該当する場合 ①高さが5メートルを超える擁壁の設置の場合 ②盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置の場合
☐ 写真	☐ 土地および周囲の状況を明らかにするもの		☐ 基礎地盤の状況が確認できるよう雑草等を除去すること。
☐ 住民票の写し			※許可申請者が個人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの。
☐ 登記事項証明書の写し			※許可申請者が法人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの
☐ 工事主の役員の住民票の写し			※許可申請者が法人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの
☐ 資金計画書			☐ 【省令様式第3】
☐ 同意を得たことを証する書類	☐ 工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意		☐ 【参考様式第2号】 ☐ 実印を使用 ☐ 同意者の印鑑登録証明書 ※抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権に係る権利者の同意は不要
☐ 土地の登記事項証明書の写し			☐ 3か月以内のもの

□住民への周知措置を講じたことを証する書類	①説明会開催の場合 □開催の周知範囲が分かる位置図等 □開催案内及び開催結果が分かる資料 （説明会に用いた資料等） ②書面配布の場合 □配布した書面 □配布範囲が分かる位置図等		
□法違反がないことの誓約書			□【参考様式第3号】 □実印を使用
□暴力団員等に該当しない旨の誓約書			□【参考様式第4号】 □実印を使用
□印鑑証明書			※工事主が個人の場合は印鑑登録証明書
□役員等報告書			□【参考様式第5号】 ※工事主が法人の場合のみ。
□経理的基礎申告書			□工事主が法人の場合【参考様式第6号】 □工事主が個人の場合【参考様式第7号】
□直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書			※工事主が法人の場合のみ。
□直前3年の法人税の納税証明書			※許可申請者が法人の場合のみ。 □完納を確認できるもの
□資産に関する調書			□【参考様式第8号】 ※工事主が個人の場合のみ。
□直前3年の所得税の納税証明書			※工事主が個人の場合のみ。 □完納を確認できるもの
□工事施行者の能力に関する申告書			□【参考様式第9号】
□工事施行者の登記事項証明書			※工事施行者が法人の場合のみ。 □3か月以内のもの

の写し			
□工事施行者の 住民票の写し			※工事施行者が個人の場合のみ。 □3か月以内のもの
□本チェックシ ート	□全ての□にチェックを して提出する。		
□求積図			

表5-6 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類

書類の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
□許可申請書			□【省令様式第4】
□委任状			※申請手続を委任する場合のみ。
□位置図	□方位 □道路及び目標となる地 物	□ 1/10,000 以上	
□地形図（現況 図）	□方位、□土地の境界線 （赤枠）、□地盤高（現況）	□1/2,500 以上	□等高線は2メートルの標高差を示すも のとする。
□土地の平面図	□方位、□土地の境界線 （赤枠）、 □地盤高（現況）、 □空地の位置、□柵その 他これに類するものを設 置する位置、□雨水その 他の地表水を有効に排除 する措置を講ずる位置と 内容【地盤勾配 1/10 超又 は空地を確保できない場 合】 □堆積した土石の崩壊を 防止するための措置を講 ずる位置と内容	□1/500 以上	□定期報告の要否 □断面図を作成した箇所に断面図と照合 できるように記号を付すること。 □空地、雨水その他の地表水による堆積 した土石の崩壊を防止するための措置及 び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出 を防止する措置については、申請書と照 合できるように番号を付すること。
□土地の断面図	□土石の堆積をする前後 の地盤面、□最大堆積高 さ	□1/500 以上	
□構造計算書	□措置の概要、□構造計 画、□応力算定、□断面算 定		※以下のいずれかの場合のみ ①土石の堆積を行う面を堅固な構造物で 構築する（鋼板等を使用したものであっ て、勾配が 1/10 以下のものに限る。）、又 は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は

			滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合 ②堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合
☐ 土地の公図の写し	☐ 境界線赤枠明示		☐ 3か月以内のもの
☐ 写真	☐ 土地および周囲の状況を明らかにするもの		☐ 基礎地盤の状況が確認できるよう雑草等を除去すること。
☐ 住民票の写し			※許可申請者が個人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの。
☐ 登記事項証明書の写し			※許可申請者が法人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの
☐ 工事主の役員の住民票の写し			※許可申請者が法人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの
☐ 資金計画書			☐ 【省令様式第5】
☐ 同意を得たことを証する書類	☐ 工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意		☐ 【参考様式第2号】 ☐ 実印を使用 ☐ 同意者の印鑑登録証明書 ※抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権に係る権利者の同意は不要
☐ 土地の登記事項証明書の写し			☐ 3か月以内のもの
☐ 住民への周知措置を講じたことを証する書類	①説明会開催の場合 ☐ 開催の周知範囲が分かる位置図等 ☐ 開催案内及び開催結果が分かる資料 (説明会に用いた資料等) ②書面配布の場合 ☐ 配布した書面 ☐ 配布範囲が分かる位置図等		
☐ 法違反がないことの誓約書			☐ 【参考様式第3号】 ☐ 実印を使用

□暴力団員等に該当しない旨の誓約書			□【参考様式第4号】 □実印を使用
□印鑑証明書			※工事主が個人の場合は印鑑登録証明書
□役員等報告書			□【参考様式第5号】 ※工事主が法人の場合のみ。
□経理的基礎申告書			□工事主が法人の場合【参考様式第6号】 □工事主が個人の場合【参考様式第7号】
□直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書			※工事主が法人の場合のみ。
□直前3年の法人税の納税証明書			※許可申請者が法人の場合のみ。 □完納を確認できるもの
□資産に関する調書			□【参考様式第8号】 ※工事主が個人の場合のみ。
□直前3年の所得税の納税証明書			※工事主が個人の場合のみ。 □完納を確認できるもの
□工事施行者の能力に関する申告書			□【参考様式第9号】
□工事施行者の登記事項証明書の写し			※工事施行者が法人の場合のみ。 □3か月以内のもの
□工事施行者の住民票の写し			※工事施行者が個人の場合のみ。 □3か月以内のもの
□本チェックシート	□全ての□にチェックをして提出する。		
□求積図			

2－6 許可申請手数料

許可申請時に必要な手数料は、表５－７、表５－８及び表５－９のとおりです。

表５－７ 【宅地造成、特定盛土等】手数料

盛土又は切土をする土地の面積	手数料
500 ㎡以内	16,000 円
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	27,000 円
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	39,000 円
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内	57,000 円
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内	72,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	96,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内	150,000 円
20,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以内	230,000 円
40,000 ㎡を超え 70,000 ㎡以内	370,000 円
70,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内	530,000 円
100,000 ㎡超え	690,000 円

表５－８ 【土石の堆積】手数料

土石を堆積する土地の面積	手数料
500 ㎡以内	11,000 円
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	13,000 円
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	16,000 円
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内	19,000 円
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内	28,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	31,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内	38,000 円
20,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以内	52,000 円
40,000 ㎡を超え 70,000 ㎡以内	72,000 円
70,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内	100,000 円
100,000 ㎡超え	130,000 円

表 5－9 【変更】手数料

変更理由		手数料
① 設計変更	土地の面積に応じ表 5－7、表 5－8 に規定する額の 1/10	①②③の合計額 ただし、宅地造成又は特定盛土等の場合は 690,000 円、土石の堆積の場合は 130,000 円を超えない範囲とする
② 新たな盛土等の土地の編入による変更	新たに編入される面積に応じ表 5－7、表 5－8 に規定する額	
③ その他の変更	10,000 円	

2－7 標識の掲示

許可を受けた工事主又は届出をした工事主は、工事に着手する前に、見やすい場所に図 5－3 に示す標識を設置してください(宅地造成又は特定盛土等:省令様式第 23、土石の堆積:省令様式第 24)。

図 5－3 標識

様式第二十三〔第87条〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識				
90センチメートル以上				
〔宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可〕 済標識 〔特定盛土等に関する工事の届出〕				見取図
1	工事主の住所氏名			
2	許可番号	第 号		
3	許可又は届出年月日		年 月 日	
4	工事施行者の氏名			
5	現場管理者の氏名			
6	盛土又は切土の高さ		メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル		
9	工事着手予定年月日		年 月 日	
10	工事完了予定年月日		年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			

70センチメートル以上

50センチメートル以上

〔注意〕

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四〔第87条〕

土石の堆積に関する工事の標識			
90センチメートル以上			
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日		年 月 日
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
9	工事着手予定年月日		年 月 日
10	工事完了予定年月日		年 月 日
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

70センチメートル以上

50センチメートル以上

〔注意〕

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

2－8 変更許可及び変更届

許可後に宅地造成等に関する工事の計画を変更しようとするときは、表５－１０のとおり変更許可の申請又は変更の届出を行ってください。技術基準への適合、設計者の資格、許可証の交付については、当初の許可と同様の基準で行います。なお、開発許可によるみなし許可を受けた場合、開発許可の変更許可・届出を行ったときは、盛土規制法の変更許可・届出をしたものとみなします。

なお、工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更については、法人格の変更がないものの、名称や住所が変更となった場合や、相続等で一般承継した場合などが該当し、工事主、設計者又は工事施行者そのものが変更となる場合は、新規に許可を取得する必要がありますので注意してください。

表５－１０

手続区分	変更内容	備考	様式
変更許可	下記以外の工事計画の変更		【省令様式第７】 (宅地造成又は特定盛土等) 【省令様式第８】 (土石の堆積)
変更届	①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更		【細則様式第５号】
	②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更	土石の堆積においては、変更後の工事予定期間が変更前の工予定期間を超えないものに限る	

3 定期報告及び検査等

3-1 定期報告

定期報告は、表6-1の対象規模に該当する場合に、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表6-1 定期報告について

行為	報告を要する規模	報告事項	提出書類	報告の期間
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2メートル超の崖 ②切土で高さ5メートル超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5メートル超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000平方メートル超（①～④を除く）	報告時点における盛土の高さ・面積・土量、擁壁等に関する工事の施行状況	【細則様式第11号】、盛土、切土をしている土地の写真、報告対象を明示した平面図	許可日から3か月ごと（常に3か月以内に提出が必要。）
土石の堆積	①堆積の高さ5メートル超かつ面積1,500平方メートル超 ②堆積の面積3,000平方メートル超	報告時点における土石の堆積の高さ・面積・土量、前回から新たに堆積・除却された土石の土量	【細則様式第12号】、土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真	

3-2 中間検査

中間検査は、盛土及び切土における暗渠排水等の排水施設を設置する工事の工程が含まれており、表6-3の対象規模（定期報告と同規模）を超える場合に必要となります。これは、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の工程に進むこととなります。

なお、土石の堆積には中間検査はありません。

表6-2 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	提出書類	検査申請時期
宅地造成 又は 特定盛土等	①盛土で高さ2メートル超の崖 ②切土で高さ5メートル超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、 高さ5メートル超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5メートル超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000平方メートル超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合	【省令様式第13】、検査対象を明示した平面図	暗渠排水管配置完了から4日以内

3-4 完了検査等

当該工事が開発事業等の許可の内容に適合していることを判定するため、表6-4のとおり、宅地造成又は特定盛土等の場合は完了検査、土石の堆積の場合は確認を実施します。

表6-4

行為	区分	申請書類	交付書類	検査申請時期	添付書類
宅地造成又は 特定盛土等	検査	【省令様式第9】	検査済証	工事完了から 4日以内	着手前から完了までの施行状況がわかる一連の写真、不可視部の写真 （中間検査、定期報告、中間報告で提出済なら省略可）
土石の堆積	確認	【省令様式第11】	確認済証		

検査・定期報告は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実に言い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること
- 3) 検査又は確認の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査又は確認を受けること

4 その他の手続

4-1 規制区域指定の際の工事の届出

規制区域の指定の際に、規制区域内で行われている宅地造成等に関する工事については、宅地造成等工事規制区域の指定があった日から 21 日以内（令和 7 年 5 月 26 日から 6 月 16 日まで）に届出書（省令様式第 15、様式第 16）を提出する必要があります。

なお、政令第 23 条各号に掲げる規模の工事及び政令第 25 条第 2 項各号に掲げる規模の工事については、下表に記載された必要な添付書類等を添えて提出してください。

表 7-1 土地の形質変更に関する工事の届出

書類等の種類	明示すべき事項	備 考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 等高線は、2 メートルの 標高差を示すものとする こと。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500 以上 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
土地付近状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
その他市長が必要と認める書類		

表 7－2 土石の堆積に関する工事の届出

書類等の種類	明示すべき事項	備 考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 等高線は、2メートルの標高差を示すものとする こと。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/500 以上
土地付近状況写真	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
その他市長が必要と認める書類		

4－2 適合証明書の交付

省令第 88 条に基づく、法第 12 条第 1 項及び法第 16 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付（いわゆる適合証明書）を求める場合は、適合証明書交付申請書【細則様式第 14 号】に、下表に掲げる添付書類を添えて、開発審査課まで提出してください。

また、適合証明書の交付申請には 1 件につき 6,000 円の手数料がかかります。

表 7－3 適合証明書交付申請書に必要な添付書類

区 分	添付書類
【政令第 5 条関係】 1 号（鉱山保安法関係） 2 号（鉱業法関係） 3 号（採石法関係） 4 号（砂利採取法関係） 【省令第 8 条関係】 1 号（土地改良法関係） 2 号（火薬類取締法関係） 3 号（家畜伝染病予防法関係） 4 号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係） 5 号（土壤汚染対策法関係） 6 号（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法関係） 7 号（森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事）	各号に定める工事に該当することを証する書類
9 号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが 2 m 以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えないもの）	・現況写真 ・求積図 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図
10 号イ及びロ（土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30cm を超えないもの）	・現況写真 ・求積図 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図
10 号ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	・主となる本体工事の施行範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 ・現況写真 ・位置図
その他	市長が必要と認める書類

※法第 12 条第 1 項及び法第 16 条第 1 項の規定による許可を受けている場合は、適合証明書交付申請書に当該規定による許可証の写しを添付してください。

5 手続一覧

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請（法第 12 条第 1 項）のほか、必要に応じて次の手続が必要となります。

表 8－1 手続一覧

		手続の種類	根拠法令等	様式
許可申請・届出	当初	宅地造成等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項	【省令様式第 3】（宅地造成又は特定盛土等） 【省令様式第 4】（土石の堆積）
	変更	宅地造成等に関する工事計画の変更許可	法第 16 条第 1 項	【省令様式第 7】（宅地造成又は特定盛土等） 【省令様式第 8】（土石の堆積）
		宅地造成等に関する工事計画の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項	【細則様式第 5 号】
揭示	標識の	標識の揭示	法第 49 条	【省令様式第 23】（宅地造成又は特定盛土等） 【省令様式第 24】（土石の堆積）
工事等の届出	当初	工事等の届出※ ¹ （宅地造成等工事規制区域内で、高さ 2 メートル超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第 21 条第 3 項	【省令様式第 17】
		工事等の届出 （宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第 21 条第 4 項	【省令様式第 18】
検査	中間	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	法第 18 条第 1 項	【省令様式第 13】
報告	定期	宅地造成等に関する工事の定期報告	法第 19 条第 1 項	【細則様式第 11 号】 【細則様式第 12 号】
	完了検査等	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査	法第 17 条第 1 項	【省令様式第 9】
		土石の堆積に関する工事の確認	法第 17 条第 4 項	【省令様式第 11】

※ 1 規制区域の指定前に設置された擁壁等を除去する場合も届出対象。

6 その他の留意事項

- 1) 不正な手段により許可を受けた場合、許可を取消すことがあります。
- 2) 無許可で施行する工事、許可条件に違反する工事、技術基準に不適合の工事、必要な中間検査を受けずに施行する工事に対しては、工事の停止又は災害防止措置を命ずることがあります。
- 3) 災害防止のため必要がある場合は、土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者（以下、土地所有者等）に対し、災害の防止のため必要な措置をとることを勧告する場合があります。
- 4) 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きい場合は、土地所有者等に対して、必要な工事を行うことを命ずる場合があります。
- 5) 許可又は検査を行うため、職員が土地に立ち入ることがあります。
- 6) 土地所有者等に対して、工事状況の報告を求める場合があります。
- 7) 同法への違反者に対しては、違反した内容に応じて、最大3年以下の懲役又は1,000万円以下（法人に対しては3億円以下）の罰金が規定されています。

第2章 技術基準

1 盛土

1-1 原地盤及び周辺地盤の把握

【政令】

第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 略

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

ハ 略

(2) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

(審査基準)

(1) 次に示す地盤上に盛土を行う場合は、ボーリング調査及び土質試験等を実施し、盛土の基礎地盤の安定性を検討すること。

ア 軟弱地盤上の盛土は、軟弱層の厚さ、層構成、液状化履歴、力学・圧密特性等の地盤特性を把握し、軟弱地盤対策を行うこと。

イ 傾斜地盤上の盛土は、斜面表層の脆弱層の有無やその特性、地形・地質的観点から基礎地盤を含む安定検討を行うための地盤特性を把握すること。

ウ 山地・森林では、盛土の安定性にかかわる基礎地盤の複雑性・脆弱性に関連する地盤特性を把握すること。

エ 溪流・集水地形等における盛土は、必要に応じて、周辺地域を含めた湧水分布及び湧水量等の水理特性を把握すること。

1-2 盛土の構造

【政令】

第1条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 略

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

ロ～ハ 略

(2) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

2 略

(審査基準)

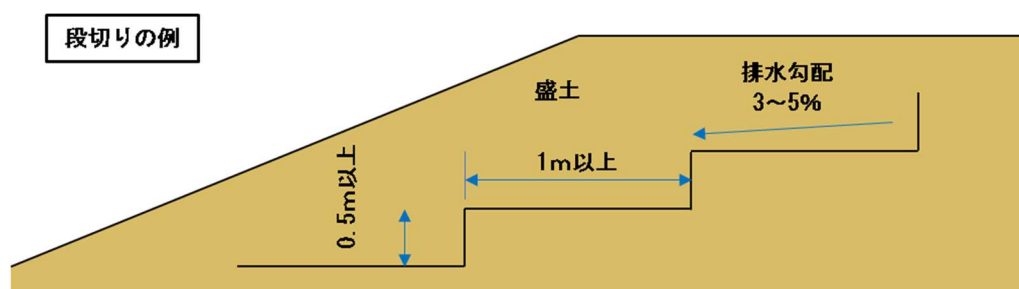
(1) 盛土を行う場合は、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類及び写真等で確認できること。

ア 傾斜地盤上の盛土【土地の平面図、土地の断面図、崖の断面図】

・勾配が15度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合は、段切りを行っていること。

＜段切りの構造＞ 寸法 高さ0.5メートル、幅1.0メートル以上

段切り面の排水勾配は法尻方向に3～5パーセント



イ 盛土のり面の勾配【土地の平面図、土地の断面図、崖の断面図】

- ・盛土のり面の勾配は30度以下としていること。
- ・2つの小段に挟まれたのり面の勾配は単一にしていること。

ウ 敷均し及び締固め【中間報告書（任意様式）】

- ・盛土の施工に当たっては、1回の敷均し厚さをおおむね30センチメートル以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均すこと。
- ・盛土の締固めに当たっては、ローラーその他これに類する建設機械を用いて転圧し、R I 計器を用いた締固め管理を行うこと。

＜締固め度＞ 締固め度による管理の場合 90パーセント以上

空気間げき率による管理の場合 10パーセント以下

- ・敷均し状況及び締固め度については、中間報告で報告すること。

1－3 排水施設等

【政令】

第16条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- (1) 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- (2) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- (3) その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- (4) 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ 管渠の内径又は内法（のり）幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

- (5) ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
- (6) ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第2号ただし書及び第4号を除く。）のいずれにも

該当するものを設置することとする。

(審査基準)

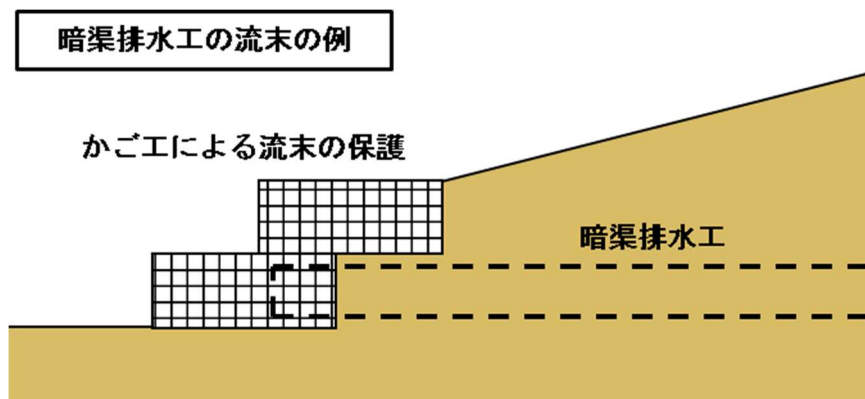
(1) 谷埋め盛土や基礎地盤に流水、湧水が確認された場合（痕跡も含む）は、排水施設を設置し、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 排水施設の設計【排水施設の平面図、崖の断面図】

- ・排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により、盛土内の地下水を完全に排除することができるように設置していること。

イ 暗渠排水工の流末【排水施設の平面図、排水施設の構造図】

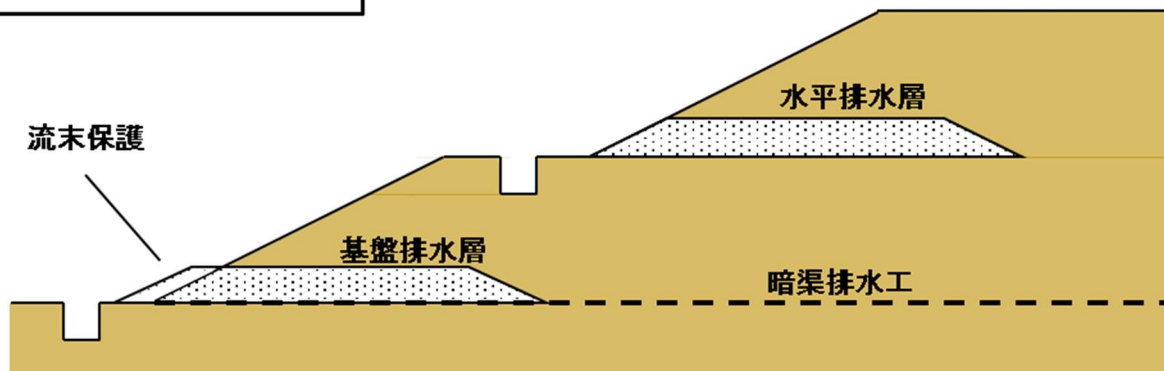
- ・暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるよう、ますやマンホール、かご工等で保護していること。



ウ 地下水排除工及び盛土内排水層の諸元一覧【排水施設の平面図、崖の断面図】

排水施設		基本諸元
機能	施設名称	
地下水排除工	暗渠排水工	本 管：管径300ミリメートル以上（事業区域の面積が1ヘクタール以上のものは流量計算にて規格検討） 補助管：管径200ミリメートル以上 補助管間隔：40メートル以内を標準（溪流等における盛土は20メートル以内） 流 末：維持管理や点検が行えるように、ます、マンホールで保護
	基盤排水層	厚 さ：0.5メートルを標準（溪流等における盛土では1.0メートル以上） 材 料：碎石や砂等の透水性が高いもの 範 囲：のり尻からのり肩の水平距離の1/2の範囲及び地表面勾配が15度（約1：4.0）未満の谷底部を包括して設置
盛土内排水層	水平排水層	＜設置が必要な要件＞ 盛土のり面に小段を設置する場合に設置 厚 さ：0.3メートル以上 材 料：碎石や砂等の透水性が高いものとし、ジオテキスタイル系の材料の適用も可 配 置：小段ごとに設置 範 囲：小段高さの1/2以上 排水勾配：盛土外部に向けて5～6パーセント

盛土の排水施設の例



1-4 盛土のり面の検討

【政令】

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 略

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 略

2 略

(審査基準)

(1) 盛土のり面が生じる場合で、次のいずれかに該当することが、【 】に記載する書類で確認できる場合は、盛土のり面の安定性の検討を行った上で、のり面勾配を決定していること。

ア 盛土のり面の勾配が30度を超える場合【土地の断面図】

イ のり高が15メートル以上の場合【土地の断面図】

ウ 腹付け盛土又は谷埋め盛土の場合【土地の断面図】

エ 盛土箇所の原地盤が軟弱地盤や地すべり地である場合

オ 住宅等の人の居住する施設に隣接する場合【位置図】

(2) 上記のいずれかに該当し、盛土のり面の安定性の検討が必要な場合は、次の事項を遵守していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 安定計算【安定計算書】

・安定計算は次のとおり行っていること。

① 常時と地震時に対して計算を行うことを標準とし、設計土質定数や間げき水圧を適切に設定していること。

② 安定計算の方法は円弧滑り面法の検討は、フェレニウス式（簡便法）によることとするが、間げき水圧（静水圧）を考慮した安定計算を行う場合、摩擦抵抗力が負にならない修正フェレニウス式を適用していること。

③ 地震時の安定計算は水平震度を作用させる震度法とし、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25 に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値1.0を乗じて得た数値としていること。

イ 設計土質定数【安定計算書】

・常時の盛土材料のせん断強度は、予定された盛土材料を用いて、現場とできるだけ同じ施工条件（含水比、締固め度等）により作成された供試体を作成し、せん断試験を実施していること。

・土の地震時強度は、以下の試料による室内試験結果に基づき設定していること。

① 基礎地盤については、原位置で採取した不攪乱試料

② 盛土については、現場の施工条件とできるだけ同様の条件で締め固めた資料

ウ 間げき水圧【安定計算書】

・次のいずれかに該当する場合は、間げき水圧（静水圧）を考慮した安定計算をしていること。

① 湧水や常時流水等が認められる傾斜地盤上の盛土

② 高含水比の材料を用いる盛土

③ 溪流等における高さ15メートル超の盛土など地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土

エ 最小安全率【安定計算書】

・盛土のり面の安定計算に用いる安全率（ F_s ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ となっていること。

・地震時の安定計算に用いる安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ となっていること。

1－5 盛土全体の安定性の検討

【政令】

第35条 法第45条第1項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。以下この条において同じ。）の区域であることとする。

（1）次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域（盛土をした土地の区域に限る。次項第3号において同じ。）であって、安定計算によって、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの

イ 盛土をした土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をしたことにより、当該盛土をした土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入しているもの

ロ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上であるもの

（2）盛土又は切土をした後の地盤の滑動、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事により設置された擁壁の沈下、盛土又は切土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地の区域

2 前項第1号の計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

（1）地震力については、当該盛土の自重に、水平震度として0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値

（2）自重については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量を用いて計算された数値を用いることができる。

（3）盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、イ又はロに掲げる一団の造成宅地の区域の区分に応じ、当該イ又はロに定める滑り面に対する抵抗力であって、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

イ 前項第1号イに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であって、複数の円弧又は直線によって構成されるもの

ロ 前項第1号ロに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であって、単一の円弧によって構成されるもの

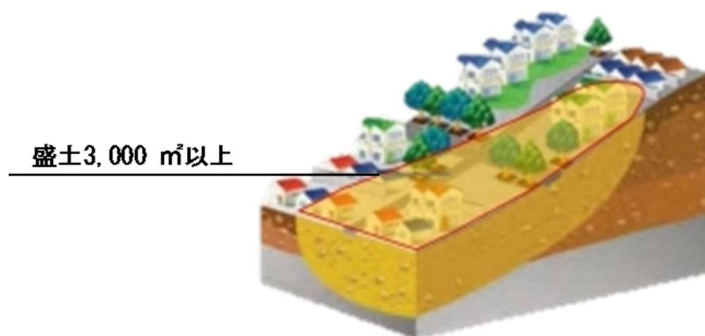
(審査基準)

(1) 盛土の規模が次のいずれかに該当することが、【 】に記載する書類で確認できる場合は、盛土全体の安定性の検討を行い、安定性が確認できること。

ア 谷埋め型大規模盛土造成地【地形図、土地の平面図、土地の断面図、崖の断面図】

- ・盛土をする土地の面積が3,000 平方メートル以上の谷型の地形である場合

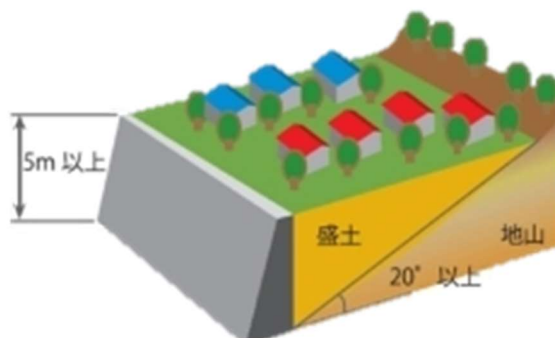
谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ



イ 腹付け型大規模盛土造成地【地形図、土地の平面図、土地の断面図、崖の断面図】

- ・盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度、かつ、盛土の高さが5メートル以上となる場合

腹付け型大規模盛土造成地のイメージ



(2) 上記のいずれかに該当する場合は、盛土全体の安定性の検討に関して次の事項を遵守していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 安定計算【安定計算書】

- ・谷埋め型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法により検討していること。
- ・腹付け型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討していること。

イ 設計土質定数、間げき水圧、最小安全率【安定計算書】

- ・「4 盛土のり面の検討」に準ずる。

1－6 溪流等における盛土の検討

【政令】

第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 略

イ～ハ 略

(2) 略

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

(3) 略

【省令】

第12条 令第7条第2項第2号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

(1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

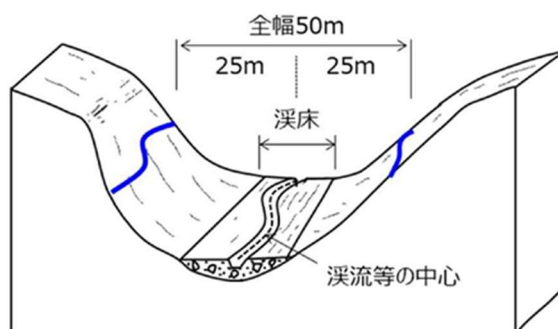
(2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を示している土地

(3) 前2号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

(審査基準)

(1) 溪流等における盛土は原則行わないこと。

溪流の概念図



(2) やむを得ず溪流等の範囲で盛土を行う場合は、盛土の安定性の検討に関して、次の事項を遵守していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

なお、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合には、同様の措置を講ずること。

ア 盛土高さ15メートル以下の場合【土地の断面図、崖の断面図、安定計算書】

- ・「4 盛土のり面の検討」に示す安定計算を行っていること。
- ・大規模盛土造成地に該当する場合は「5 盛土全体の安定性の検討」に示す安定計算方法に準じて安定性を検討していること。

イ 盛土高さ15メートル超で盛土量50,000立方メートル以下の場合【土地の断面図、崖の断面図、安定計算書】

- ・上記アに示す安定性の検討に加え、間げき水圧と地震時の間げき水圧の上昇と繰り返し载荷による強度低下を考慮した安定性の検討を行っていること。
- ・液状化判定結果に応じた基礎地盤の間げき水圧、又は施行中施行直後における盛土内の間げき水圧を考慮していること。
- ・二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保していること。

ウ 盛土高さ15メートル超で盛土量50,000立方メートル超の場合【土地の断面図、崖の断面図、安定計算書】

- ・上記イに示す検討に加え、詳細な地質調査及び水文調査を実施し、それに基づいた二次元又は三次元の浸透流解析や変形解析、地震動等により多角的に検証を行っていること。

(3) やむを得ず溪流等の範囲で盛土を行う場合は、(2)のほか次の事項を遵守していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア のり面処理【土地の平面図、崖の断面図】

- ・雨水、湧水等伏流水があり、その影響を受ける可能性がある場合は、擁壁又は崖面崩壊防止措置（以下「擁壁等」という。）を設置し、のり面を保護していること。
- ・のり面の末端が流水に接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される最高水位に対し十分安全を確保できる高さまで擁壁等の構造物を設置していること。

イ 排水施設【排水施設の平面図、崖の断面図】

- ・盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理していること。
- ・溪流を埋め立てて盛土を行う場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けていること。

2 切土

2-1 切土の構造

【政令】

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

① その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの

② その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

ロ～ハ 略

(2) 略

2 前項第1号イ①に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ②の規定の適用については、同号イ①に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(審査基準)

(1) 切土を行う場合は、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できると。

ア 崖面の保護【崖の断面図】

・崖面は擁壁等で覆っていること。

イ 切土のり面の勾配【土地の平面図、崖の断面図】

・擁壁等の設置を要しない崖面は、次表に該当していること。

※切土のり面の形状は単一勾配とし、土質が異なる場合は最も緩い土質の勾配を採用していること。

のり面の土質	崖の上端からの垂直距離	
	①H≤5メートル	②H>5メートル
軟岩 (風化の著しいものは除く)	80度以下 (約1:0.2)	60度以下 (約1:0.6)
風化の著しい岩	50度以下 (約1:0.9)	40度以下 (約1:1.2)
砂利、まさ土、関東ローム、 硬質粘土、その他これらに類するもの	45度以下 (約1:1.0)	35度以下 (約1:1.5)

ウ 切土のり面の形状【断面図】

- ・のり面勾配の変化点は小段を設けていること。

2-2 切土のり面の安定性の検討

【政令】

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 略

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 略

- (2) 略

2 略

(審査基準)

- (1) 切土のり面が生じる場合で、次のいずれかに該当することが、【 】に記載する書類又は現地で確認できる場合は、切土のり面の安定性の検討を行った上で、のり面勾配を決定していること。

ア のり高が15メートル超の場合【土地の断面図】

イ のり面が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、侵食に弱い土質、崩積土等である場合

ウ のり面に湧水等がある場合

エ のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透する場合

- (2) 上記のいずれかに該当し、切土のり面の安定性の検討が必要な場合で、次の事項を遵守していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア のり高が15m 超の場合【崖の断面図、ボーリング柱状図】

- ・地山を土砂、軟岩、硬岩に区分し、それぞれに応じた勾配で切土をすること。また、以下のイからエまでの検討結果を踏まえて、のり面勾配を決定すること。

イ のり面が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、侵食に弱い土質、崩積土等である場合

【崖の断面図、土質試験結果】

<割れ目の多い岩、流れ盤である場合>

- ・のり面勾配は弾性波探査の伝播速度や亀裂係数をもとに検討をすること。
- ・一定方向規則性を持った割れ目が発達し割れ目の傾斜方向とのり面の傾斜方向が同じ方向である場合は、流れ盤による崩壊が起きないようにすること。
- ・高さが10m 以上あるのり面では、急な勾配は採用しないこと。

＜風化の早い岩である場合＞

- ・ のり面保護工等による風化抑制を行うこと。

＜浸食に弱い土質である場合＞

- ・ ボーリング調査や土質試験等を考慮した検討をすること。
- ・ のり面保護工等による浸食対策を行うこと。

＜崩積土である場合＞

- ・ 切土等により不安定にならないよう、ボーリング調査による地下水位とN値等、土質試験結果から粒度分布、ボーリングや弾性波調査及び現地踏査結果から基盤線の形状などを的確に把握して、のり面安定性を検討すること。 ※自然状態の勾配が安定勾配である可能性に注意

ウ のり面に湧水等がある場合【土地の平面図、崖の断面図】

- ・ 雨水等の浸透による崩壊が起きないように、のり面勾配を緩くし、地下水排除工を設置すること。

エ のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透する場合【土地の平面図、崖の断面図】

- ・ 地表を不透水性材料で覆うなどの浸透防止対策を検討すること。

3 のり面保護工及びその他の地表面の措置

3-1 のり面保護工の要否と選定

【政令】

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ～ハ 略

(2) 略

2 略

第15条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

(1) 第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面

(2) 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

(審査基準)

(1) のり面保護工の要否が【 】に記載する書類で確認できること。

ア のり面保護工が必要な場合【土地の平面図、崖の断面図】

- ・ 崖面以外の地表面
- ・ 崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆っていない地表面

イ のり面保護工が不要な場合【土地の平面図、崖の断面図】

- ・ 地表面に崖と反対方向に排水勾配を付す等、雨水・地表水を適切に排水されている地表面（第3節3（1）参照）
- ・ 擁壁又は崖面崩壊防止施設が設置されている崖面
- ・ 道路の舗装面、宅地、緑地、公園等、措置不要が明らかな地表面
- ・ 農地等で植物の生育が確保される地表面

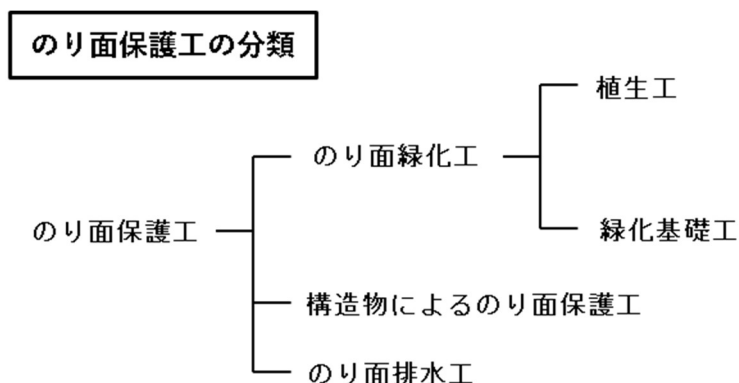
(2) のり面保護工の選定に当たって、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア のり面保護工の選定【土地の平面図、崖の断面図、構造図】

- ・ 植生可能なのり面では、のり面緑化工を選定していること。
- ・ 植生に適さない又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面は、構造物によるの

り面保護工を選定していること。

- ・ のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、のり面排水工を併設していること。
- ・ 上記の工法が利用できない場合や、安全性が不足する場合は、グラウンドアンカーなど地滑り抑止ぐい等の措置を講じていること。



3－2 のり面保護工の設計

3節「1 のり面保護工の要否と選定」と同じ

(審査基準)

(1) のり面保護工の設計に当たっては、次のいずれかの事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア のり面緑化工【位置図、土地の平面図、崖の断面図】

- ・ 日光の当たらない場所等植物の生育の困難な場所でないこと。
- ・ のり面の勾配は軟岩や風化の著しい岩で40 度（1:1.2）、砂や砂質土で35 度（1:1.5）以下とすること。

イ 構造物によるのり面保護工【土地の平面図、崖の断面図、構造図】

- ・ のり面勾配、土質、湧水の有無を確認し、それに対応したものであること。

3-3 のり面排水工の設計

3節「1 のり面保護工の要否と選定」と同じ

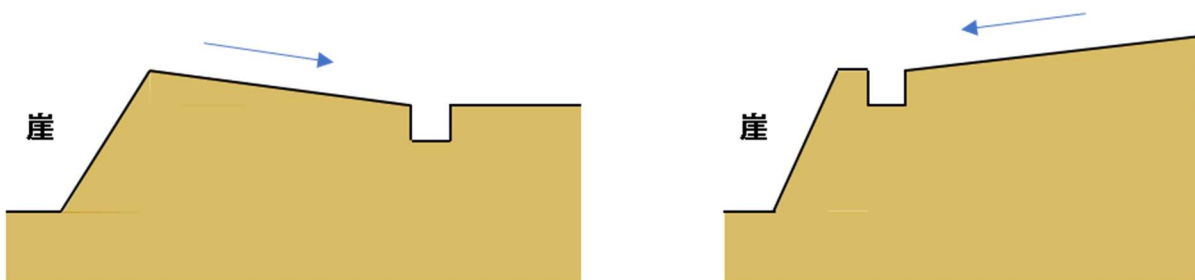
(審査基準)

(1) のり面排水工の設計に当たっては、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 地表水排除工の設計【排水施設の平面図、崖の断面図】

- ・崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すこと。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付すことが困難な場合は、崖の上端に側溝を設けて、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように適切な措置を講ずること。

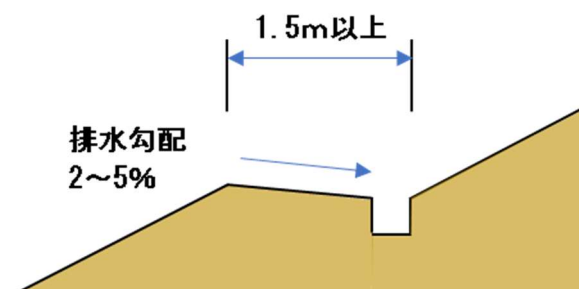
崖の上端に続く地表面の排水例



イ 小段排水溝の設計【排水施設の平面図、崖の断面図】

- ・のり高が5m より大きい場合はのり高5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- ・原則として、小段には下段のり面と反対方向に2～5パーセントの下り勾配を設け小段上部のり面の下端に沿って排水溝を設けて排除していること。

のり面小段と小段排水の例

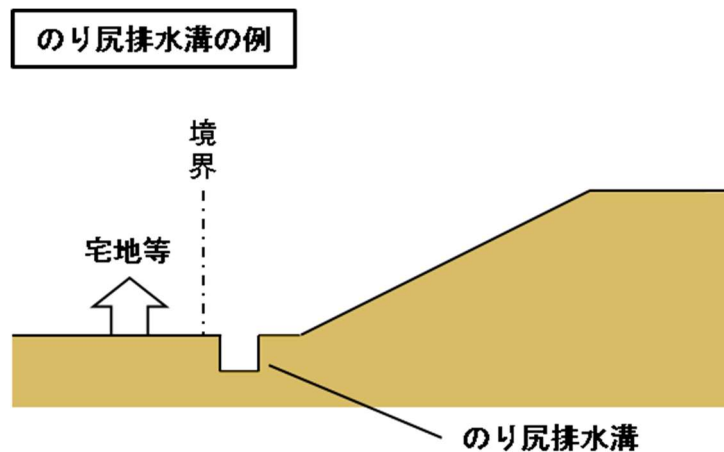


ウ 縦排水溝の設計【排水施設の平面図、排水施設の構造図】

- ・排水溝に集められた水をのり尻に導くため、20メートル程度の間隔で縦排水溝を設けること。
- ・縦排水溝は、コンクリート、陶管、塩ビ管など堅固で耐久性を有する構造とすること。
- ・のり長3メートル程度の間隔で縦排水溝下部に滑り止めを設置すること。
- ・排水溝が合流する箇所にはマスを設置すること。

エ のり尻排水溝の設計【排水施設の平面図、崖の断面図】

- ・のり面を流下する地表水を導くため、排水溝を設置すること。



4 擁壁

4-1 擁壁の設置が必要な崖面

【政令】

第6条 法第13条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

（1）盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

① その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの

② その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 略

（2）前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第1号イ①に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ②の規定の適用については、同号イ①に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

（審査基準）

（1）次の事項のいずれかに該当する崖が生じる場合で、擁壁が設置されていることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートル超の崖【崖の断面図】

イ 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートル超の崖【崖の断面図】

ウ 盛土と切土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートル超の崖【崖の断面図】

※切土で生じた次表に該当する崖面、又は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面は擁壁の設置は

のり面 のり面の土質	崖の上端からの垂直距離	
	①H ≤ 5メートル	②H > 5メートル
軟岩 (風化の著しいものは除く)	80度以下 (約1 : 0.2)	60度以下 (約1 : 0.6)

風化の著しい岩	50度以下 (約1 : 0.9)	40度以下 (約1 : 1.2)
砂利、まさ土、関東ローム、 硬質粘土、その他これらに類 するもの	45度以下 (約1 : 1.0)	35度以下 (約1 : 1.5)

(2) 擁壁の構造（共通事項）が、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 水抜穴【擁壁の背面図】

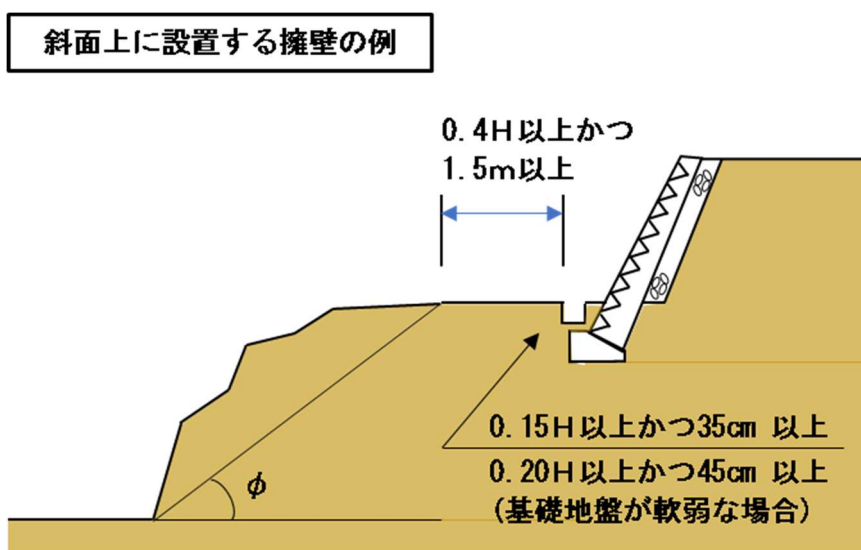
- ・水抜穴は内径75ミリメートル以上とし、3平方メートルごとに1か所以上の割合で千鳥配置としていること。
- ・擁壁背面の排水をよくするため、透水層、水抜穴等を適切な位置に設けていること。
- ・水抜穴の裏面には、水抜穴から流出しない程度の砂利等を配置していること。
- ・水抜穴は排水方向に勾配をとっていること。

イ 基礎地盤耐力の確保【擁壁の構造計算書】

- ・擁壁の基礎地盤が不足する場合は、地盤改良等の対策を講じていること。

ウ 崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁【擁壁の断面図】

- ・下部の崖又は擁壁の安全性に影響を与えていないこと。



4-2 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計

【政令】

第9条 前条第1項第2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第14条第2号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- (2) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
- (3) 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
- (4) 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- (2) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第1138号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- (3) 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(審査基準)

(1) 擁壁の安定性について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 安全性の検討で満たすべき事項【擁壁の構造計算書】

・鉄筋コンクリート造等擁壁の設計は、土質条件、荷重条件等の設計条件を適切に設定し、常時及び地震時において次の各事項を満足するように安全性を検討していること。

- ① 土圧、水圧、自重等（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと

- ② 土圧等によって擁壁が転倒しないこと
- ③ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと
- ④ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと

イ 構造計算で確認する事項【擁壁の構造計算書】

- ・鉄筋コンクリート造等擁壁の設計は、構造計算により次の各事項を満足していること。
 - ① 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないこと。
 - ② 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの $\frac{2}{3}$ 以下であること。
 - ③ 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の $\frac{2}{3}$ 以下であること。
 - ④ 直接基礎の場合は、土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないこと。地耐力を確保するために必要な場合は、地盤の安定処理又は置換によって築造した地盤改良を行うこと。
 - ⑤ 基礎ぐいを用いる場合は、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないこと。

ウ 擁壁に作用する土圧等【擁壁の構造計算書】

- ・擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて以下のとおり算出していること。
 - ① 盛土部に設置される擁壁は、裏込め地盤が均一であるとして土圧を算定できる。
 - ② 切土部に設置される擁壁は、切土面の位置及び勾配、のり面の粗度、湧水及び地下水の状況等に応じた土圧とすること。
 - ③ 地震時土圧を試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合においては、岡部・物部式によること。
 - ④ 積載荷重は擁壁背面の地盤面上にある建築物、工作物、積雪等の積載荷重は、実状に依拠していること。
 - ⑤ 設計に用いる地震時荷重は、③の地震時土圧による荷重と擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とすること。

エ 構造計算に使用する数値【擁壁の構造計算書】

- ・盛土の土圧は盛土の土質に応じ、次の表の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。※実況に応じて計算された数値を用いることも可

土質	単位堆積重量 (1m ³ につき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

- ・鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中、長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分により計算された数値としていること。

- ・地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第3（第9条、第30条、第35条関係）

土 質	摩擦係数
岩、岩 ^ま 屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

- ・擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力を土質試験結果に基づき求める場合は次式によっていること。

$$\mu = \tan \phi \quad (\phi: \text{基礎地盤の内部摩擦角})$$

ただし、基礎地盤が土の場合は、0.6 を上限とする。

(2) 擁壁の構造について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

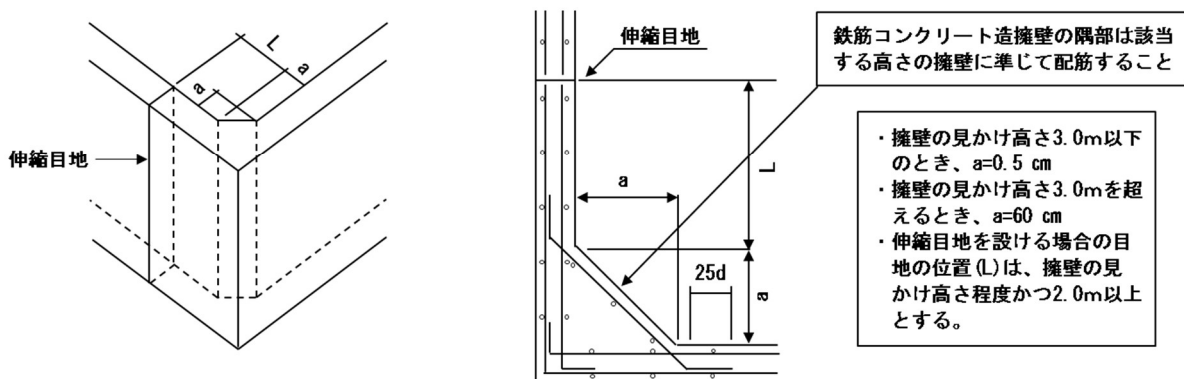
ア 鉄筋の継手及び定着【擁壁の断面図】

- ・主筋の継手部の重ね長さは主筋径の40 倍以上としていること。ただし、引張力を最も小さい部分に設ける場合は主筋径の25 倍以上とすることができる。
- ・基礎フーチングと鉛直壁の境目に鉄筋継手が生じていないこと。

イ 伸縮継目及び隅角部の補強【擁壁の断面図】

- ・収縮目地は擁壁長さ20メートル以内ごとに設けていること。
- ・隅角部の収縮目地の位置と補強方法は次のとおりとする。

鉄筋コンクリート造等擁壁の伸縮目地及び隅角部補強



4－3 練積み造擁壁の設計

【政令】

第10条 第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- (2) 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗(くり)石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- (3) 前2号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(審査基準)

- (1) 擁壁の構造について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 練積み造擁壁の標準構造【擁壁の断面図】

- ・ 地上高さは5メートルを限度としていること。
- ・ 積載荷重は5kN/m²以下としていること。
- ・ 擁壁の上にフェンス等を設置していないこと。
- ・ 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁としていること。
- ・ 擁壁背面にくり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めしていること。

イ 練積み造擁壁の構造【擁壁の断面図】

- ・擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ等は、崖の土質に応じ次の表のとおりとしていること。

土質	勾配	高さ	下端部分の厚さ	上端部分の厚さ
第 1 種 地盤	70度を超え 75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上	40センチメートル 以上
		3メートル以下	50センチメートル以上	
	65度を超え 70度以下	2メートル以下	4センチメートル以上	
		3メートル以下	45センチメートル以上	
		4メートル以下	50センチメートル以上	
	65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上	
		3メートル以下	50センチメートル以上	
		4メートル以下	65センチメートル以上	
第 2 種 地盤	70度を超え 75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上	40センチメートル 以上
		3メートル以下	90センチメートル以上	
	65度を超え 70度以下	2メートル以下	7センチメートル以上	
		3メートル以下	85センチメートル以上	
		4メートル以下	105センチメートル以上	
	65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上	
		3メートル以下	50センチメートル以上	
		4メートル以下	65センチメートル以上	
第 3 種 地盤	70度を超え 75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上	70センチメートル 以上
		3メートル以下	90センチメートル以上	
	65度を超え 70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上	
		3メートル以下	85センチメートル以上	
		4メートル以下	105センチメートル以上	
	65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上	
		3メートル以下	80センチメートル以上	
		4メートル以下	95センチメートル以上	
		5メートル以下	120センチメートル以上	

ウ 練積み造擁壁の根入れ深さ【擁壁の断面図】

- ・擁壁の前面の根入れの深さは次の表のとおりとしていること。

土質		土圧係数
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂 砂利混じり砂	35センチメートル以上かつ擁 壁高さの15/100以上
第2種	真砂土、関東ローム、 硬質粘土その他これら に類するもの	
第3種	その他の土質	45センチメートル以上かつ擁 壁高さの20/100以上

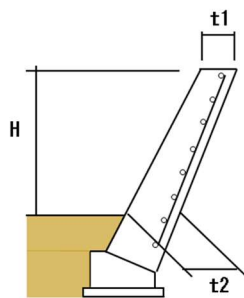
エ 練積み造擁壁の基礎【擁壁の断面図】

- ・擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の基礎を設けていること。

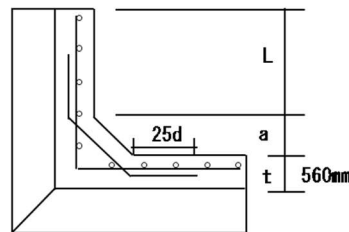
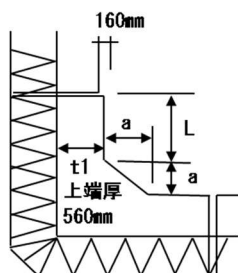
オ 練積み造擁壁の伸縮継目及び隅角部の補強【擁壁の断面図】

- ・伸縮継目は適正な位置に設け、隅角部は確実に補強していること。

練積み造擁壁の伸縮目地及び隅角部補強



擁壁高さ H(m)	横鉄筋	縦鉄筋
3.0以下	D13-@250	D13-@400
4.0以下	D16-@250	D16-@400
5.0以下	D19-@250	D19-@400



- ・Lは擁壁の見かけ高さ程度
かつ2m以上
- ・擁壁の見かけ高さ3.0m以下
のとき a=50cm
- ・擁壁の見かけ高さ3.0mを
超えるとき a=60

4-4 その他

【政令】

第13条 法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事に
より設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの（第8条第1項第1号の規定により設置され
るものを除く。）については、建築基準法施行令第百四十二条（同令第7章の8の規定の準用に
係る部分を除く。）の規定を準用する。

第17条 構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない
擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについて
は、これらの規定は、適用しない。

【省令】

第13条 国土交通大臣は、令第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで（これらの規定を令第
18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によら
ない擁壁であって、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定
める基準に適合しているものを、令第17条（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を
含む。第90条において同じ。）の規定に基づき、令第8条第1項第2号及び第9条から第12条ま
での規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によって築造されるものであ
り、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場にお
いて製造されたものであるときは、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のう
ち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

（審査基準）

（1）任意に設置する擁壁又は特殊の材料等による擁壁を設置する場合においては、次の事項に該
当していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用【擁壁の構造計算書】

- ・法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事に
より設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの（第8条第1項第1号の規定によ
り設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第142条（同令第7章の8
の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

イ 特殊の材料又は構法による擁壁【擁壁の断面図、大臣認定書】

- ・構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらな
い擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるも
のについては、これらの規定は、適用しない。

5 崖面崩壊防止施設

【政令】

第14条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第8条第1項第1号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- (2) 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

（審査基準）

- (1) 崖面崩壊防止施設の適用する場合で、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 崖面崩壊防止施設の適用要件【位置図、土地の平面図、崖の断面図】

- ・地盤の変動や湧水の影響が懸念され、擁壁の機能及び性能の維持が困難であること。
- ・住宅等の建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設として利用しないこと。
- ・大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が発生しないこと。
- ・崖面崩壊防止施設が崩壊等した場合に影響を受ける範囲に保全対象（建築物や公共施設等）がないこと。
- ・背面に集水域を抱える自然斜面が位置する等により、雨水その他の地表水や湧水等の影響で崖面を含む斜面全体が不安定化する可能性がないこと。

イ 崖面崩壊防止施設の工法の選定【位置図、土地の平面図、崖の断面図】

- ・適用できる工法は、鋼製枠工、大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工のほか、「治山技術基準」や「道路土工 軟弱地盤対策工指針」等の技術基準に準拠したものであること。

- (2) 崖面崩壊防止施設の設計に当たっては、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 崖面崩壊防止施設の構造【崖面崩壊防止施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図】

- ・地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造と

していること。

- ・地下水を有効に排除することが可能な構造としていること。

イ 崖面崩壊防止施設の安定性の検討【崖面崩壊防止施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図、崖面崩壊防止施設の構造計算書】

- ・選定した崖面崩壊防止施設に応じた崖面の安定性及び地盤面全体の安定性を検討していること。
- ・崖面崩壊防止施設自体の安定性が確保されていること。
- ・「治山技術基準」や「道路土工 軟弱地盤対策工指針」等に基づく工法の場合は、各基準等に準拠していること。
- ・現地踏査、地盤調査により把握した地質構造や地盤状況、降雨時を含めた湧水状況、排水経路等を考慮した設計がされていること。

ウ 崖面崩壊防止施設の安全性の検討で満たすべき事項【崖面崩壊防止施設の構造計算書】

- ・崖面崩壊防止施設自体の安定性は、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時において、土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊、転倒、基礎の滑動、沈下しないことが検討されていること。

6 排水対策

【政令】

第16条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- (1) 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- (2) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- (3) その管渠(きよ)の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- (4) 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法（のり）幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- (5) ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
- (6) ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜(た)めが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第2号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

(審査基準)

- (1) 次のいずれかに該当することが、【 】に記載する書類で確認できる場合は、原則として排水施設を配置すること。

ア 排水施設の配置【排水施設の平面図】

- ・盛土のり面及び切土のり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。）の下端
- ・のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等を処理する必要がある箇所
- ・道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部
- ・湧水又は湧水のおそれがある箇所
- ・盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所

- ・溪流等の地表水や地下水が流入する箇所
- ・排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- ・地表水等を速やかに排除する必要のある箇所

(2) 排水施設の設計に当たっては、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 排水施設の勾配及び流速【排水施設の平面図、排水計算書】

- ・排水路勾配は、下流へいくにしたがい緩勾配にしていること。
- ・流速は0.8m/sec～3.0m/sec になっていること。

イ 排水施設の構造【排水施設の構造図】

- ・将来にわたり機能が確保されるよう、コンクリート、陶管、塩ビ管など堅固で耐久性を有する構造とすること。
- ・流下断面は、開水路の場合は2割の余裕高（8割水深）、管路の場合は余裕高なしの満流状態となっていること。
- ・暗渠は内径又は内のり幅20センチメートル以上としていること（公共の用に供する施設に限る）。
- ・暗渠の維持管理上必要な箇所には柵又はマンホールが設置されていること。

※必要箇所:暗渠始まる箇所、流下方向・勾配・断面が著しく変化する箇所、管渠内径・内のり幅の120倍以内ごと

- ・雨水排水柵の底には15センチメートル以上の泥だめを設置していること。

※ 昨今の気候変動に伴う局地的な集中豪雨などにより、多くの浸水被害が報告されており、浸水対策は全国的にも課題となっております。本市の浸水対策として、河川や下水道の整備を進めておりますが、公共施設や民間施設においても雨水の流出を抑制することで、浸水被害が発生しにくいまちづくりを全市的に取り組む必要があります。

そこで、本市では、雨水流出抑制施設の設置及び構造に係わる技術的な基準を詳細に示し、市内の適正な雨水流出抑制を図ることを目的として、「雨水流出抑制の考え方」を広く市民に示し、浸水対策を推進してまいりました。

宅地造成等においては、建築行為や駐車場の敷設などにより造成地内の土地の舗装や締固めが行われ、これにより雨水の浸透を阻害し雨水流出量を増加させるおそれがあります（雨水浸透阻害行為）。雨水浸透阻害行為が進むにつれ、雨水の逃げ道がなくなると、浸水被害が発生する可能性が高まるだけでなく、その被害の程度も大きくなることから、資材置場を設置する際は、

「雨水流出抑制の考え方」を参考に雨水流出抑制施設を設置し、雨水流出を抑制することによる浸水被害の発生防止にご協力をお願いします。

7 土石の堆積

7-1 土石の堆積の許可期間

【法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

(5)～(9) 略

(審査基準)

(1) 土石の堆積の許可期間は、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 許可の期間【許可申請書（省令様式第4）】

- ・ 工事の期間が5年以内であること。
- ・ 工事の完了時点で、一次的に堆積した土石が除却されること。

イ 変更許可の期間【変更許可申請書（省令様式第8）】

- ・ やむを得ない理由により、許可した期間を超えて土石の堆積を行う場合は、許可の変更を行うこと。この場合において、変更許可の期間は、変更許可日から5年以内とする。
- ・ 土石の堆積として引き続き取り扱うことが適当であるかを確認するため、工事着手以降の土砂の搬入・搬出量を示すこと。

7-2 土石の堆積の設計

【政令】

第19条 法第13条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行うこと。
 - (2) 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - (3) 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が10分の1以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地
 - (4) 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - (5) 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第3号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

【省令】

第32条 令第19条第1項第1号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

第33条 令第19条第1項第4号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

第34条 令第19条第2項（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- (1) 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
- (2) 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置

ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

2 前項第1号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

(審査基準)

(1) 土石を堆積する箇所の選定において、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 土石を堆積する土地の地盤【土地の平面図、土地の断面図】

- ・地盤の勾配は1/10 以下としていること。
- ・地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良等の措置を講じ、緩み等が生じないようにしていること。

イ 土石の堆積形状【土地の平面図、土地の断面図】

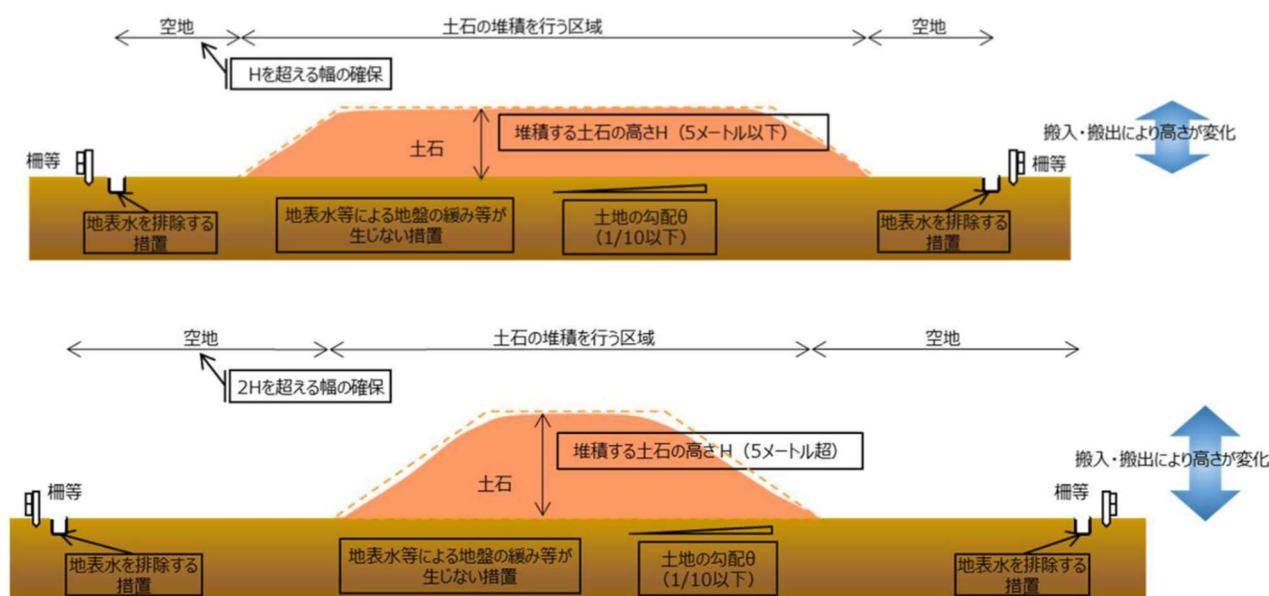
- ・堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地が確保されていること。
- ・堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が確保されていること。

(2) 土石の堆積方法において、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 土石の堆積方法【土地の平面図、土地の断面図】

- ・土石を堆積する土地周辺を人が入らないように柵等（原則高さ1.8メートル以上）で囲い、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示していること。ただし、土石を堆積できる施設を設置した場合はこの限りではない。
- ・当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置していること。ただし、雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがないときはこの限りではない。

土石の堆積の概念図



(3) (1) に適合することができない場合は、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置として、次のいずれかの事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

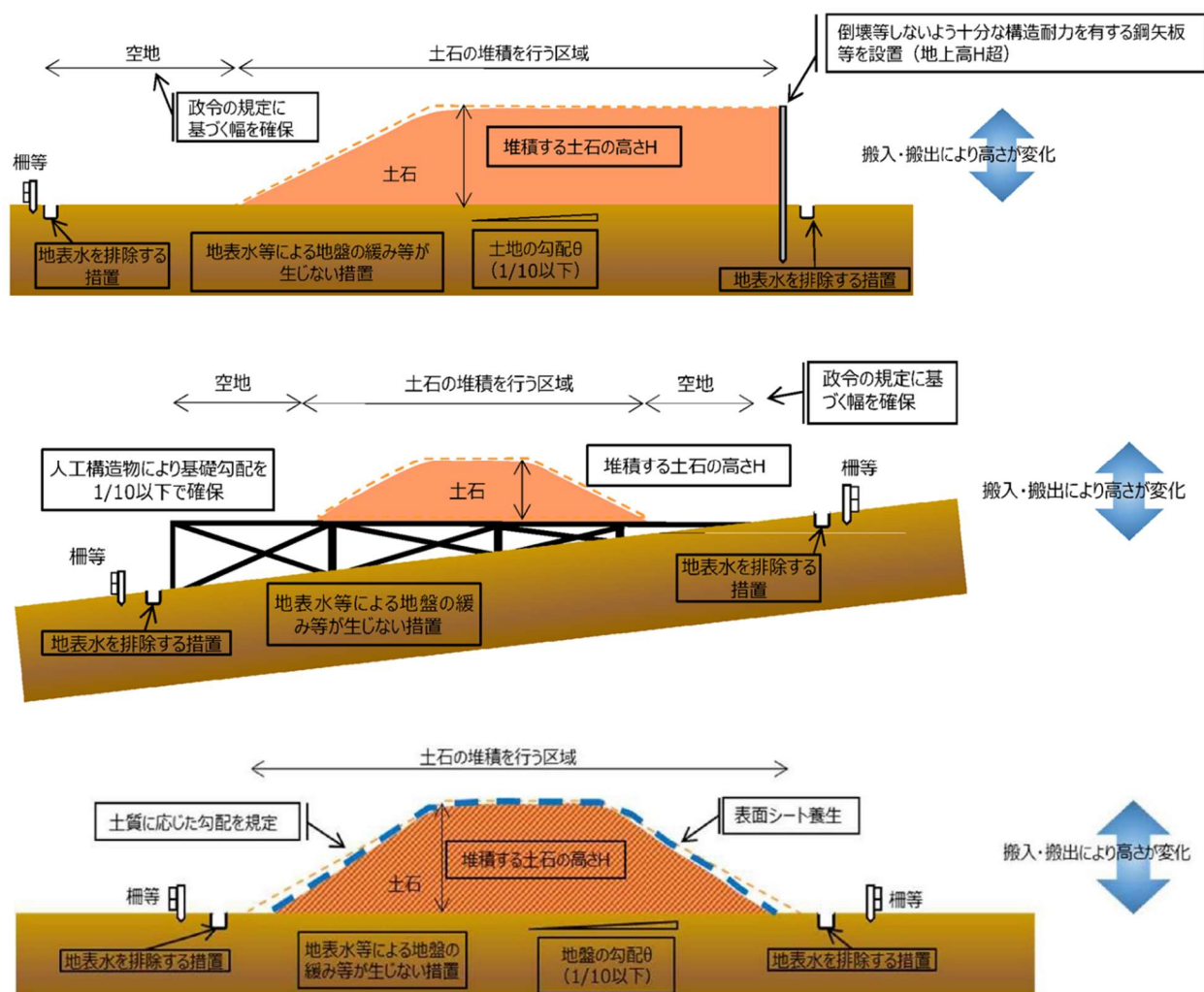
ア 土石を堆積する土地の地盤【土地の平面図、土地の断面図】

- ・地盤の勾配が1/10 を超える場合は、堆積部の勾配を1/10 以下（空地含む）とし、土石の流下を防止するため、構台等の堅固な構造物を設置すること。

イ 土石の堆積形状【土地の平面図、土地の断面図、構造図、構造計算書】

- ・十分な空地の設置が困難な場合は、鋼矢板や擁壁に類するもの（鋼矢板等）で、土石の最大堆積高さを超える土留めを設置すること。この場合において鋼矢板等は、土圧、水圧、自重、重機による積載荷重に耐えうる堅固な構造とし、「道路土工一仮設構造物工指針等」等を参考に設計がされていること。
- ・十分な空地の設置が困難な場合は、堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配（原則30度以下）で土石を堆積し、堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護すること。この場合において日常的な土石の搬出入の場合であっても、日々シート等で覆い表面を保護すること。

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置



第3章 その他審査基準

1 工事主の資力・信用等

1-1 工事主が工事を行うために必要な資力・信用

【法】

第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 略

(2) 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

(3) ～ (4) 略

3～4 略

(審査基準)

(1) 工事主が次のいずれかに該当しており、工事を行うために必要な資力を有していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 法人の場合の資力【経理的基礎申告書（参考様式第6号）、貸借対照表、損益計算書、納税証明書】

- ・直前期の自己資本比率が10パーセント以上であること。
- ・直前期の自己資本比率が0パーセント以上10パーセント未満である場合は、直近3年間の経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。）の平均額又は直前事業年度の経常利益金額等が0以上で、直近3年間の法人税が完納していること。
- ・直前期の自己資本比率がマイナスである場合は、直近3年間の経常利益金額等の平均額が0以上で、直近3年間の法人税が完納していること。

イ 個人の場合の資力【経理的基礎申告書（参考様式第7号）、資産に関する調書（参考様式第8号）、納税証明書】

- ・直前期の資産額から負債額を減じて得た額が0以上で、直近3年間の所得税が完納していること。

(2) 工事主及び工事主の役員等が次のいずれにも該当しておらず、工事を行うために必要な信用を有していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 工事主及び工事主の役員等の信用【法令違反等がないことの誓約書（参考様式第3号）、暴力団等に該当しない旨の誓約書（参考様式第4号）、申請者の印鑑登録証明書、法人登記簿（法人の場合）、役員等報告書（法人の場合）（参考様式第5号）】

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法または同法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）
- ・その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ・暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）

1－2 工事施行者が工事を完成するために必要な能力

【法】

第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(1) ～ (2) 略

(3) 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(4) 略

3～4 略

(審査基準)

(1) 工事施行者が工事を完成させるための能力を有していることについて、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 工事施行者に必要な能力【工事施行者の能力に関する申告書（参考様式第9号）、登記事項証明書（法人の場合）、住民票（個人の場合）】

- ・工事施行者が過去の事業実績等から工事を完成することが可能であると判断できること。
- ・許可申請時に工事施行者が未定の場合は、工事施行者が決定した段階で、上記のとおり工事を完成することが可能であると判断できること。ただし、工事を完成するために必要な能力がないと判断された場合は、許可が取り消される場合もあるので注意すること。

2 設計者の資格

【法】

第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

【政令】

第21条 法第13条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

（1）高さが5メートルを超える擁壁の設置

（2）盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

第22条 法第13条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。

（2）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号においてじ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。

（3）前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。

（4）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。

（5）主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

第35条 令第22条第5号の規定により、主務大臣が同条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

（1）土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号トに規定する講習を修了した者

(2) 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

(審査基準)

(1) 宅地造成等に関する工事が、次のいずれかに該当していることが、【 】に記載する書類で確認できる場合は、宅地造成等に関する工事の設計者が資格を有していること。

ア 高さが5メートルを超える擁壁を設置する場合【擁壁の断面図】

イ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地において排水施設を設置する場合【土地の平面図、排水施設の平面図】

(2) (1)の設計者の資格について、次のいずれかに該当していることが【 】に記載する書類で確認できること。

ア 設計資格【設計資格に関する申告書(参考様式第1号)】

法令		資格	備考
政令第22条	1号	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。	
	2号	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。	
	3号	前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。	
	4号	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。	
省令第35条	1号	土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者	講習の修了証等の添付が必要
	2号	前号に掲げる者のほか国土交通大臣が政令第22条1号から4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者 【国土交通大臣が認める者は以下のとおり】 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)	

	く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者 イ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))とするものに合格した者を含む。) ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者 エ アからウに掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者 (令和5年5月26日告示第4号)	
--	---	--

3 土地所有者等の同意

【法】

第12条

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(1) ～ (3) 略

(4) 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

（審査基準）

下表に示す資料により、同意が必要な全ての権利者に対して、同意を得ていることを確認します。

表 工事施行者の能力の有無を確認するための資料

資料
・ 公図の写し（取得から6か月以内のもの） ・ 土地の登記事項証明書（取得から6か月以内のもの） ・ 権利者一覧表※¹ ・ 同意証明書※²（同意した日から6か月以内のもの）（参考様式第2号） ・ 印鑑登録証明書（取得から6か月以内のもの）

※1 同意を必要とする権利者は、工事を行おうとする土地の区域内の土地について、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を指す

※2 同意証明書に記載等が必要な事項は、①土地の所在及び地番②権利の種類③同意年月日④権利者の住所⑤権利者の氏名⑦実印の押印とし、共有の場合は、その旨を記入すること

第4章 資料

1 川口市都市計画法等関係事務手数料条例

川口市都市計画法等関係事務手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づく都市計画法（昭和43年法律第100号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に規定する事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(都市計画法に関する事務の手数料の額等)

第2条 都市計画法（以下この条において「法」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この条において「省令」という。）に基づき市長に許可、承認等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可申請手数料

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

(ア) 開発区域の面積が

0.1ヘクタール未満のとき。 1件につき 8,600円

(イ) 同

0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 同 22,000円

(ウ) 同

0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 同 43,000円

(エ) 同

0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 同 86,000円

(オ) 同

1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 同 130,000円

(カ) 同

3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 同 170,000円

(キ) 同

6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 同 220,000円

(ク) 同

10ヘクタール以上のとき。 同 300,000円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

(ア) 開発区域の面積が

0.1ヘクタール未満のとき。 同 13,000円

(イ) 同

0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 同 30,000円

(ウ) 同

0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 同 65,000円

(エ) 同

0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 同 120,000円

(オ) 同

1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 同 200,000円

(カ) 同

3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 同 270,000円

(キ) 同

6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 同 340,000円

(ク) 同

10ヘクタール以上のとき。 同 480,000円

ウ その他の場合

(ア) 開発区域の面積が

0.1ヘクタール未満のとき。 同 86,000円

(イ) 同

0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 同 130,000円

(ウ) 同

0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 同 190,000円

(エ) 同

0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 同 260,000円

(オ) 同

1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 同 390,000円

(カ) 同

3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 同 510,000円

(キ) 同

6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 同 660,000円

(ク) 同

10ヘクタール以上のとき。 同 870,000円

(2) 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為変更許可申請手数料

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額

ウ その他の変更については、10,000円

(3) 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 1件につき 46,000円

(4) 法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 同 26,000円

(5) 法第43条の規定に基づく開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料

ア 敷地の面積が

0.1ヘクタール未満の場合 同 6,900円

イ 同

0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 同 18,000円

ウ 同

0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 同 39,000円

エ 同

0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 同 69,000円

オ 同

1ヘクタール以上の場合 同 97,000円

(6) 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 同 1,700円

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 同 2,700円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、ア及びイ以外のものである場合 同 17,000円

(7) 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料 用紙1枚につき 470円

(8) 省令第60条第1項の規定に基づく法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付手数料 1件につき 6,000円

(宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事務の手数料の額等)

第3条 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この条において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この条において「省令」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可申請手数料

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

(ア) 切土又は盛土をする土地の面積が

500平方メートル以内のとき。 1 件につき 16,000円

(イ) 同

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき。 同 27,000円

(ウ) 同

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。 同 39,000円

(エ) 同

2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき。 同 57,000円

(オ) 同

3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 同 72,000円

(カ) 同

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。 同 96,000円

(キ) 同

10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。 同 150,000円

(ク) 同

20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき。 同 230,000円

(ケ) 同

40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき。 同 370,000円

(コ) 同

70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき。 同 530,000円

(サ) 同

100,000平方メートルを超えるとき。 同 690,000円

イ 土石の堆積に関する工事の場合

(ア) 土石の堆積をする土地の面積が

500平方メートル以内のとき。 1 件につき 11,000円

(イ) 同

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき。 同 13,000円

(ウ) 同

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。 同 16,000円

(エ) 同

2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき。 同 19,000円

(オ) 同

3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 同 28,000円

(カ) 同

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。 同 31,000円

(キ) 同

10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。 同 38,000円

(ク) 同

20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき。 同 52,000円

(ケ) 同

40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき。 同 72,000円

(コ) 同

70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき。 同 100,000円

(サ) 同

100,000平方メートルを超えるとき。 同 130,000円

(2) 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可申請手数料

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が690,000円を超えるときは、その手数料の額は、690,000円とする。

(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更((イ)のみに該当する場合を除く。)

については、切土又は盛土をする土地の面積((イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ前号アに規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな切土又は盛土をする土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前号アに規定する額

(ウ) その他の変更については、10,000円

イ 土石の堆積に関する工事の場合 変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。

ただし、その額が130,000円を超えるときは、その手数料の額は、130,000円とする。

(ア) 土石の堆積に関する工事の設計の変更 ((イ)のみに該当する場合を除く。) については、土石の堆積をする土地の面積 ((イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積) に応じ前号イに規定する額に10分の 1 を乗じて得た額

(イ) 新たな土石の堆積をする土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ前号イに規定する額

(ウ) その他の変更については、10,000円

(3) 省令第88条の規定に基づく法第12条第 1 項又は第16条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付手数料 1 件につき 6,000円

(手数料の徴収時期)

第 4 条 手数料は、申請のとき徴収する。

(手数料の免除)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体から申請があったとき。

(2) 災害により建築物又は特定工作物が滅失し、又は毀損したため、当該滅失し、又は毀損した建築物又は特定工作物に代わるものを建築し、又は建設する者から申請があったとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(手数料の不還付)

第 6 条 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成13年 9 月27日条例第48号)

この条例は、平成14年1月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の改正規定並びに同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第35号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月28日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月24日条例第60号）

この条例は、令和7年5月26日から施行する。

2 川口市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

川口市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書の様式)

第2条 法第7条第1項（法第24条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式によるものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請の手続)

第3条 法第12条第1項の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号の表又は同条第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請書の添付書類)

第4条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主の預金残高証明書
- (2) 工事主の資金借入証明書又は融資証明書
- (3) 工事主が法人であるときは、最近3事業年度分の法人税の納税証明書及び事業経歴書
- (4) 工事主が個人であるときは、最近3年分の所得税の納税証明書
- (5) 工事施行主の事業経歴書及び建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類（工事施行主が同項ただし書に該当する者である場合を除く。）
- (6) 工事施行主が法人であるときは、登記事項証明書
- (7) 工事施行主が個人であるときは、住民票の写し
- (8) 申請に係る土地の登記事項証明書、公図の写し及び求積図
- (9) 法第12条第2項第4号の同意をした者の印鑑登録証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(不許可の通知)

第5条 法第14条第2項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による不許可の通知は、様式第1号の通知書により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の着手の届出)

第6条 法第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、様式第2号の届出書を市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の協議の申出)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第15条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、様式第3号の申出書に省令第7条第1項各号(第12号を除く。)に掲げる書類及び第4条各号(第1号から第4号までを除く。)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第15条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、様式第4号の申出書に省令第7条第2項各号(第10号を除く。)に掲げる書類及び第4条各号(第1号から第4号までを除く。)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更の許可の申請の手続等)

第8条 法第16条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第37条第1項又は第2項の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

2 省令第37条第1項又は第2項の申請書には、当該各項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第9条 法第16条第2項の規定による届出をしようとする者は、様式第5号の届出書を市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更の協議の申出)

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、様式第6号の申出書に、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定

により市長との協議を行おうとする者は、様式第7号の申出書に、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可の申請を取り下げようとする者は、様式第8号の取下書を市長に提出しなければならない。

(擁壁等に関する工事の変更の届出)

第12条 法第21条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、様式第9号の届出書を市長に提出しなければならない。

(工事の中止等の届出)

第13条 法第12条第1項の許可を受けた者又は法第21条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、様式第10号の届出書を市長に提出しなければならない。

(完了検査の手続)

第14条 法第17条第1項の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付は、法第12条第1項の許可に係る工事の施行区域が工区に分かれているときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(中間検査の手続)

第15条 法第18条第1項の検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項の許可に係る工事の施行区域が工区に分かれているときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(定期の報告書の様式)

第16条 省令第48条第1項の報告書の様式は、様式第11号のとおりとする。

2 省令第48条第2項の報告書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(工事の完了の届出)

第17条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、様式第13号の届出書を市長に提出しなければならない。

(適合証明書の交付の申請等)

第18条 省令第88条に規定する書面の交付の申請をしようとする者は、様式第14号の申請書

を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、法第12条第1項又は第16条第1項の規定に適合しているかどうかを確認し、適合していると認める場合には、様式第15号の証明書を当該申請をした者に交付するものとする。

（書類の提出部数）

第19条 法、省令及びこの規則の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この規則は、令和7年5月26日から施行する。

3-1 省令様式

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

89

ト	崖面の保護の方法			
チ	崖面以外の地表面の保護の方法			
リ	工事中の危害防止のための措置			
ヌ	その他の措置			
ル	工事着手予定年月日	年	月	日
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日
ワ	工程の概要			
11	その他の必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度
支出	事業費			
	用地費			
	工事費			
	附帯工事費			
	事務費			
	借入金利息			
	〇〇〇			
	借入償還金			
〇〇〇				
計				
収入	自己資金			
	借入金			
	〇〇〇			
	処分収入			
	〇〇〇			
	補助負担金			
	〇〇〇			
	〇〇〇			
計				
借入金の借入先				

[illegible]

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を申請します。 年 月 日 (あて先) 川口市長 申請者 氏名						※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()					
2 設計者住所氏名							
3 工事施行者住所氏名							
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)					
5 土地の面積		平方メートル					
6 工事の目的							
概要要件	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル					
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル					
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル					
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配						
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置						
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置						
	ト 空地の設置	番号	空地の幅				
			メートル				
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置							
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置							
ヌ 工事中の危害防止のための措置							

	ル そ の 他 の 措 置			
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項				
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度
支出	事業費			
	用地費			
	工事費			
	附帯工事費			
	事務費			
	借入金利息			
	〇〇〇			
	借入償還金			
〇〇〇				
計				
収入	自己資金			
	借入金			
	〇〇〇			
	処分収入			
	〇〇〇			
	補助負担金			
	〇〇〇			
	〇〇〇			
計				
借入金の借入先				

[illegible]

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 (あて先) 川口市長 申請者 氏名						※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()					
2 設計者住所氏名							
3 工事施行者住所氏名							
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)					
5 土地の面積		平方メートル					
6 工事着手前の土地利用状況							
7 工事完了後の土地利用							
8 盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土					
9 土地の地形		溪流等への該当 有・無					
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル					
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル					
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル				
		切 土	立方メートル				
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長		
				メートル	メートル		
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長		
				メートル	メートル		
ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長			
			センチ メートル	メートル			

	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他の必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号		第 号	
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 (あて先) 川口市長 申請者 氏名						※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()					
2 設計者住所氏名							
3 工事施行者住所氏名							
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)					
5 土地の面積		平方メートル					
6 工 事 の 目 的							
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル					
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル					
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル					
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配						
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置						
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置						
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅				
			メートル				
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置							
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置							
ヌ 工事中の危害防止のための措置							

	ル そ の 他 の 措 置			
	ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	ヲ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号	第 号		
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄	※ 許可に当たって付した条件	※ 許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

※ 受 付 欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 17 条第 1 項} \\ \text{第 36 条第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受付欄
年 月 日
第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 17 条第 4 項} \\ \text{第 36 条第 4 項} \end{array} \right\}$ の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受 付 欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 18 条第 1 項
第 37 条第 1 項 } の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事をしている土地 の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対 象となる特定工程 に 係 る 工 事	検 査 実 施 回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の 中間検査受検履歴	検 査 実 施 回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の 中間検査受検予定	検 査 実 施 回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
8 備 考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ま

す。

記

1 工事施行者住所氏名			
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度：	度	分 秒、 経度：
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル		
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土		
5 盛土又は切土の高さ	メートル		
6 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル		
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル	
	切 土	立方メートル	
8 工事着手年月日	年	月	日
9 工事完了予定年月日	年	月	日
10 工事の進捗状況			

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届け出ま

す。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転 用 し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
2 転 用 し た 土 地 の 面 積	平方メートル
3 転 用 前 の 用 途	
4 転 用 後 の 用 途	
5 転 用 年 月 日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
70センチメートル以上	1	工 事 主 の 住 所 氏 名		見 取 図	
	2	許 可 番 号	第 号		
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日		
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名			
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名			
	6	盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛土		立方メートル
			切土		立方メートル
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90 センチメートル以上			
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工 事 主 の 住 所 氏 名		見 取 図
2	許 可 番 号	第 号	
3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日	
4	工 事 施 行 者 の 氏 名		
5	現 場 管 理 者 の 氏 名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

70 センチメートル以上

50 センチメートル以上

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

3-2 細則様式

様式第1号

宅地造成等に関する工事の不許可（変更の不許可）通知書		
指令 第		号
年	月	日
様		
川口市長		印
年 月 日付けで申請のあった宅地造成等に関する工事（工事の計画の変更）については、次の理由により許可しませんので通知します。		
記		
理 由		

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第2号

工事着手届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

工事主 住 所
氏 名

電話番号

さきに許可を受けた宅地造成等に関する工事について、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 工 事 の 種 別	☐ 宅地造成又は特定盛土等 ☐ 土石の堆積
2 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
3 土地の所在地及び地番	
4 工事着手年月日	年 月 日
5 工事完了予定年月日	年 月 日
6 設 計 者	住所 氏名 電話番号 (担当者：)
7 工 事 施 行 者	住所 氏名 電話番号 (担当者：)
8 現 場 管 理 者	住所 氏名 電話番号 (担当者：)

〔注意〕

設計者、工事施行者又は現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第 3 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項の規定により、協議を申し出ます。						
年 月 日						
(あて先) 川口市長						
協議申出者職氏名						
1	工 事 主 住 所 氏 名					
2	設 計 者 住 所 氏 名					
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)					
5	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)					
5	土 地 の 面 積					
6	平方メートル					
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛 土 の タ イ プ					
9	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土					
9	土 地 の 地 形					
	溪流等への該当 有・無					
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ				
		メートル				
	ロ	盛土又は切土をする 土 地 の 面 積				
		平方メートル				
	ハ	盛 土	立方メートル			
		切 土	立方メートル			
	ニ	擁 壁	番 号	構 造	高 さ	
				メートル	メートル	
	ホ	崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	
					メートル	メートル
	ヘ	排水施設	番 号	種 類	内法寸法	
					センチ メートル	メートル
ト	崖面の保護の方法					
チ	崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法					
リ	工事中の危害防止					

	の た め の 措 置			
	又 そ の 他 の 措 置			
	ル 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年	月	日
	ヲ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日
	ワ 工 程 の 概 要			
1 1 そ の 他 必 要 な 事 項				
※受 付 欄		※決 裁 欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付けてください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1 位まで記入してください。 6 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付けてください（複数選択可）。 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7 条第2 項第2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付けてください。 8 1 1 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第 4 号

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項の規定により、協議を申し出ます。			
年 月 日			
(あて先) 川口市長			
協議申出者職氏名			
1	工 事 主 住 所 氏 名		
2	設 計 者 住 所 氏 名		
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土 地 の 面 積	平方メートル	
6	工 事 の 目 的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が 10 分の 1 を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置		
	ヌ 工 事 中 の 危 害 防 止 の た め の 措 置		
	ル そ の 他 の 措 置		
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		

	カ 工 程 の 概 要		
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1 位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第 5 号

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

工事主 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 2 項の規定により、宅地造成等に関する工事の計画の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 工 事 の 種 別	☐ 宅地造成又は特定盛土等 ☐ 土石の堆積
2 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
3 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
4 変 更 の 内 容	
5 変 更 の 理 由	

様式第 6 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 3 項の規定により、変更の協議を申し出ます。

年 月 日

(あて先) 川口市長

協議申出者職氏名

1	工 事 主 住 所 氏 名				
2	設 計 者 住 所 氏 名				
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
5	土 地 の 面 積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法					

	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他の必要な事項			
12	変更の理由			
13	協議番号	第 号		
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付けてください。 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。 6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付けてください（複数選択可）。 7 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付けてください。 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第 7 号

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1 項の規定により、変更の協議を申し出ます。 年 月 日 (あて先) 川口市長			
協議申出者職氏名			
1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		
5	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積		
6	平方メートル		
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ	土石の堆積の最大堆積高さ	
	ロ	土石の堆積を行う土地の面積	
	ハ	土石の堆積の最大堆積土量	
	ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ	勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト	番号	空地の幅
			メートル
	チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ	工事中の危害防止のための措置	
	ル	その他の措置	
ヲ	工事着手予定年月日		
	年 月 日		

	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	協 議 番 号	第 号		
※受 付 欄		※決 裁 欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1 位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

申請取下書

年 月 日

(あて先) 川口市長

提出者 住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

さきに提出した 申請を取り下げたいの
で、川口市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 1 1 条の規定により、下記のとおり提出しま
す。

記

1 受 付 年 月 日 及 び 受 付 番 号	年 月 日 第 号
2 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
3 取 下 げ の 理 由	

様式第 9 号

擁壁等に関する工事の変更届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

川口市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 1 2 条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 1 条第 3 項の規定により届け出た擁壁等に関する工事の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 工 事 の 種 類 及 び 内 容	
2 届 出 年 月 日 及 び 届 出 番 号	年 月 日 第 号
3 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
4 変 更 の 内 容	
5 変 更 の 理 由	

工事の中止等の届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名
 電話番号

さきに許可を受けた（届け出た） 工事を中止
 （再開・廃止）したいので、川口市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第13条の規定によ
 り、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可（届出）年月日 及び許可（届出）番号	年 月 日 第 号
2 土地の所在地及び地番	
3 該 当 区 分	☐ 中止 ☐ 再開 ☐ 廃止
4 工 事 進 捗 状 況	
5 工事を中止（再開・廃止） しようとする年月日	年 月 日
6 工事を中止（再開・廃止） しようとする理由	
7 中止又は廃止後の 防災上の措置等の 実施状況	

様式第 11 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

工事主 住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第 1 項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況等について下記のとおり報告します。

記

1	工 事 が 施 行 さ れ る 土 地 の 所 在 地	
2	工 事 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
3	前 回 の 報 告 年 月 日 (2 回 目 以 降 の み 記 入)	年 月 日
4	報 告 の 時 点 に お け る 盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル
5	報 告 の 時 点 に お け る 盛 土 又 は 切 土 の 面 積	平方メートル
6	報 告 の 時 点 に お け る 盛 土 又 は 切 土 の 土 量	立方メートル
7	報 告 の 時 点 に お け る 擁 壁 等 に 関 す る 工 事 の 施 行 状 況	

様式第 12 号

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

工事主 住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第 1 項の規定により、土石の堆積に関する工事の実施状況等について下記のとおり報告します。

記

1 工 事 が 施 行 さ れ る 土 地 の 所 在 地	
2 工 事 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
3 前 回 の 報 告 年 月 日 (2 回 目 以 降 の み 記 入)	年 月 日
4 報 告 の 時 点 に お け る 土 石 の 堆 積 の 高 さ	メートル
5 報 告 の 時 点 に お け る 土 石 の 堆 積 の 面 積	平方メートル
6 報 告 の 時 点 に お け る 堆 積 さ れ て い る 土 石 の 土 量	立方メートル
7 前 回 の 報 告 の 時 点 か ら 新 た に 堆 積 さ れ た 土 石 の 土 量 及 び 除 却 さ れ た 土 石 の 土 量	立方メートル

様式第 13 号

届出工事の完了届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定により届け出た工事が完了したので、川口市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 14 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 工 事 の 種 別	宅地造成及び特定盛土等規制法 ☐ 第 21 条第 1 項 (宅地造成又は特定盛土等) ☐ 第 21 条第 1 項 (土石の堆積) ☐ 第 21 条第 3 項 (擁壁等)
2 届 出 年 月 日 号 及 び 届 出 番 号	年 月 日 第 号
3 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
4 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
5 工 事 施 行 者 法人にあつては、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください	住所 氏名 電話番号 (担当者 :)
6 備 考	

様式第 1 4 号

適合証明書交付申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 8 8 条の規定により、次の建築（築造）計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（第 1 2 条第 1 項、第 1 6 条第 1 項）の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。 年 月 日 （あて先）川口市長 申請者 住 所 氏 名 電話番号		※受付欄		
		※手数料欄		
1 建築（築造）計画の概要	地 名 地 番			
	工 事 種 別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ その他（ ）		
	敷 地 面 積	平方メートル	構造・階数	
	建 築 面 積	平方メートル	延 べ 面 積	平方メートル
	主 要 用 途			
2 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
3 盛土又は切土の高さ	盛土	メートル	切土	メートル
4 盛土又は切土で生ずる崖の高さ	盛土	メートル	切土	メートル
5 工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
6 法令による許可等の状況				
7 該 当 条 項	宅地造成及び特定盛土等規制法 ☐ 第 1 2 条第 1 項 ☐ 第 1 5 条第 1 項（第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。） ☐ 第 1 5 条第 2 項 ☐ 第 1 6 条第 1 項			
※市記入欄				

様式第 15 号

適合証明書

次の建築（築造）計画については、宅地造成及び特定盛土等規制法第 条第 項の規定に適合していることを証明します。				
住所 氏名				
様				
川口市長				
印				
証 明 番 号		指令 第 号		
建築 （築造） 計画の概要	地 名 地 番			
	工 事 種 別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ その他（ ）		
	敷 地 面 積	平方メートル	構造・階数	
	建 築 面 積	平方メートル	延 べ 面 積	平方メートル
	主 要 用 途			
該 当 条 項		宅地造成及び特定盛土等規制法 ☐ 第 12 条第 1 項 ☐ 第 15 条第 1 項（第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。） ☐ 第 15 条第 2 項 ☐ 第 16 条第 1 項		
※備考				

3-3 参考様式

参考様式第1号

設計資格に関する申告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

次のとおり、申告します。

設計者の住所 及び氏名	年 月 日生									
勤務先の所在地 及び名称	電話 () -									
設計資格に係りのある最終学歴										
学校名	学部及び学科名				修業年限		卒業年月日			
設計資格に係りのある登録又は講習										
種類	登録番号又は修了証番号					登録又は修了年月日				
設計者の資格の要件に該当する欄に ○を記載すること	宅地造成及び特定盛 土等規制法施行令第 22条	1号		2号		3号		4号		
	宅地造成及び特定盛 土等規制法施行規則 第35条	1号		2号						

実務・設計経歴書				
実 務 経 歴	勤務先 (所在地及び部課名)	業務内容 (できるだけ具体的に)	在職期間	
			年 月から (年数)	
			年 月まで	年 月
			年 月から	
			年 月まで	年 月
			年 月から	
			年 月まで	年 月
			年 月から	
			年 月まで	年 月
設 計 経 歴	事業主体	施行場所	面 積 (m ²)	工事の許認可 のあった年月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

参考様式第2号

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の工事の同意を得たことを証する書類

住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

以下の権利者から宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第2項第4号 の同意を得ています。

また、以下の権利者は、工事主が災害の防止に必要な措置を講じない場合は、各権利者が宅地造成及び特定盛土等規制法

第22条及び第23条 の規定により、災害の防止に必要な措置を行う義務があることを承知しています。

土地の所在及び地番	権利の種類	同意年月日	権 利 者 の 住 所	権利者の氏名（法人名及び代表者の氏名）及び実印

記入上の注意 権利者の印鑑登録証明書を添付して提出してください。

法違反等がないことの誓約書

年 月 日

(あて先) 川口市長

住所 (法人の場合は、主たる事務 所の所在地)	
氏名 (法人の場合は、法人名及び 代表者氏名)	印

(太枠の中を記入し、氏名の欄に記名、実印の押印をしてください。)

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。） 第12条第1項 の規定

による盛土等の許可申請を行うに当たって、次のことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

工事主、工事主の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（工事主が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）は次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法第12条第1項、第16条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

暴力団員等に該当しない旨の誓約書

(あて先) 川口市長

年 月 日

住所 (法人の場合は、主たる事務 所の所在地)	
氏名 (法人の場合は、法人名及び 代表者氏名)	印

(太枠の中を記入し、氏名の欄に記名、実印の押印をしてください。)

宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 の規定による盛土等の許可

申請を行うに当たって、次のことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

工事主、工事主の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

役員等報告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

主たる事務所の所在地	
法人名及び代表者氏名	

以下の者の情報を警察に提供することを同意します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

役職	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割合	住 所	

経理的基礎申告書（法人）

年 月 日

（あて先）川口市長

主たる事務所
の所在地

名称及び
代表者氏名

	年 月	年 月	年 月
純資産合計 ①			
負債及び純資産 合計 ②			
自己資本比率 ① ÷ ② × 100			

	年 月	年 月	年 月	左記の3か年の 平均の金額
経常利益金額等				

（経常利益金額等とは、損益計算書の経常利益に減価償却費を加えて得た額をいう。）

記入上の注意

- 1 許可申請書に添付した貸借対照表及び損益計算書の金額に合わせてください。
- 2 営業実績が3年未満の場合は、事業開始から直近までについて記入してください。

経理的基礎申告書（個人）

年 月 日

（あて先）川口市長

住 所

氏 名

	年 月
資産合計額 ①	
負債合計額 ②	
資産－負債 (①－②)	

（資産に関する調書（個人用）の金額と合わせてください。）

	年 月	年 月	年 月
納 税 済 額			

（申請書に添付する納税証明書の金額と合わせてください。）

記入上の注意

営業実績が3年未満の場合は、事業開始から直近までについて記入してください。

資産に関する調書（個人用）

（あて先）川口市長

年 月 日

住 所	
氏 名	

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			

負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

参考様式第 9 号

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

住 所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

工 事 主 の 氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

次のとおり、申告します。

工事施行者の住所及び 氏名 (名称及び代表者氏名)						
設立及び沿革		設立 年 月 日				
業務の内容 (法令による登録等)		()				
資産の状況 (資本金)		(千円)				
従業員数		事務職 人 技術職 人 計 人				
盛土 等の 経歴	工事の名称	施行主名	工事施行場所	面積 (m ²)		施行年度

4 窓口等

代表電話【市役所第一本庁舎・第2庁舎・分庁舎・鳩ヶ谷庁舎 048-258-1110】

【上下水道局 048-258-4132】

◆市外から直通電話をご利用の方は、市外局番“048”をつけてください。

担当課	内容	関連条例、要綱等の名称
開発審査課 鳩ヶ谷庁舎5階 内線 5553～5555 ①開発指導係 直通 242-6347 ②開発審査係 直通 242-6348	①中高層建築物及びワンルームマンションの建築計画に係る届出・報告等・事前協議申請等	○中高層条例 ○ワンルーム条例
	②開発行為許可申請等	○川口市開発許可の基準に関する条例 ○川口市開発行為等に関する規則
建築安全課 鳩ヶ谷庁舎5階 直通 242-6345 直通 242-6346	福祉のまちづくり条例に伴う届出	○埼玉県福祉のまちづくり条例
	高齢者等の移動等の円滑化の促進	○バリアフリー新法
	省エネ措置の届出、定期報告	○省エネ法
道路管理課 鳩ヶ谷庁舎1階 直通 242-3132	道路境界等 ※	
都市計画課 鳩ヶ谷庁舎5階 ①直通 242-6331 ②直通 242-6332 ③直通 242-6333	①駐車施設 都市計画道路・埼玉高速鉄道線（都市計画法第53条申請）	○中高層条例
	②地区計画	○都市計画法
	③景観計画の届出等	○景観形成条例 ○景観計画
河川課 鳩ヶ谷庁舎1階 直通 280-1209	排水計画・雨水流出抑制等	○雨水流出抑制の考え方
下水道維持課 上下水道局1階(青木5-13-1) (代)048-258-4132	排水計画・雨水流出抑制等 ※	○雨水流出抑制の考え方
上水道維持課 上下水道局1階(青木5-13-1) (代)048-258-4132	上水道施設 ※	○水道事業給水条例
みどり課 鳩ヶ谷庁舎3階 ①内線 5321,5322 直通 242-6335 ②内線 5323,5324	①緑化計画	○緑のまちづくり推進条例
	②近郊緑地区域	○首都圏近郊緑地保全法
再開発課 鳩ヶ谷庁舎2階 直通 280-1220	再開発計画への協力・敷地の共同化(川口・西川口・元郷駅周辺地区)	○市街地再開発事業等
道路街路課 鳩ヶ谷庁舎2階 直通 280-1222,-1223	都市計画道路の事業認可取得路線における建築等の制限 (都市計画法第65条申請等)	○都市計画法

※は担当課において、別様式の書類提出と、別途協議の必要がありますのでご注意下さい。

代表電話【市役所第一本庁舎・第2庁舎・分庁舎・鳩ヶ谷庁舎 048-258-1110】

◆市外から直通電話をご利用の方は、市外局番“048”をつけてください。

担当課	内容	関連条例、要綱等の名称
区画整理課 鳩ヶ谷庁舎2階 直通 280-1207	区画整理予定区域 (都市計画法第53条申請)	○都市計画法
土地区画整理事務所 ①266-6600 ②284-0100 ③295-1009 ④286-2888 土地区画整理組合 ⑤298-6746 ⑥264-5321 (全て直通)	区画整理施行区域 (土地区画整理法第76条申請等) ①西部 ②東部 ③北部 ④里 ⑤戸塚東部 ⑥市街地整備室	○土地区画整理法
交通安全対策課 西川口駅前分室 (西川口1-7-1) 直通 259-9003	駐輪施設	○中高層条例 ○ワンルーム条例
産業振興課 第一本庁舎5階 直通 259-9018	店舗施設 (工業専用以外の地域)	○川口銀座商店街及びふじの市商店街 の街づくり協定 ○中規模小売店舗出店等に関する要綱
産業労働政策課 第一本庁舎5階 直通 258-1619	工業立地の確保等 (工業地域、特別工業地区)	○工場立地法
収集業務課 青木収集事務所2階 (青木3-16-1) 直通 251-1174	家庭系廃棄物保管場所の設置 ※	○廃棄物の減量及び適正処理に関する 条例
資源循環課 朝日環境センター(朝日4-21-33) リサイクルプラザ2階 直通 228-5370	事業系廃棄物保管場所の設置 ※	
環境保全課 朝日環境センター(朝日4-21-33) リサイクルプラザ4階 直通 228-5389	工事中の措置・特定建設作業実施の届出	○騒音規制法・振動規制法
	アイドリングストップの周知	○生活環境保全条例
	土地の改変時の措置	○土壤汚染対策法・埼玉県生活環境保 全条例
	浄化槽の設置及び維持管理	○水質汚濁防止法・浄化槽法
保健所生活衛生課 鳩ヶ谷庁舎4階 直通 229-3913	専用水道の布設工事の確認申請等	○水道法
さいたま県土整備事務所 (総務管理部管理担当) (さいたま市南区沼影2-4-7) 048-861-2495		国道・県道に接する敷地の建築計画

※は担当課において、別様式の書類提出と、別途協議の必要がありますのでご注意下さい。

〈上記以外にも、用途、規模、計画内容等により、関係機関と協議が必要になる場合があります。〉

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る許可申請の手引

令和 7 年 5 月 1 6 日 発行

発行 川口市都市計画部開発審査課